

原管発官R3第27号
令和3年4月20日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第二原子力発電所2号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書

本文及び添付書類の一部補正について

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の34第2項の規定に基づき、令和2年5月29日付け、原管発官R2第44号をもって申請（令和3年3月30日付け、原管発官R2第288号で一部補正）しました福島第二原子力発電所2号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書の本文及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

福島第二原子力発電所2号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書の本文及び添付書類を別添のとおり補正する。

別添

福島第二原子力発電所 2号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書

(令和2年5月29日 原管発官R2第44号) 補正前後比較表

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																
7	四 第4-2表 廃止措置対象 施設(1/5)	<p>第4-2表 廃止措置対象施設(1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉本体</td> <td rowspan="4">炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>ジェット・ポンプ</td> </tr> <tr> <td>気水分離器</td> </tr> <tr> <td>蒸気乾燥器</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器(原子炉压力容器)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td colspan="2">原子炉压力容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉格納容器外周の壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取 扱設備</td> <td>燃料取替機^{*1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン^{*1}</td> </tr> <tr> <td>キャスク除染装置^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質貯 蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備^{*1}</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td rowspan="16">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="10">一次冷却設備</td> <td>冷却材再循環系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>復水器</td> </tr> <tr> <td>復水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系</td> </tr> <tr> <td>給水加熱器</td> </tr> <tr> <td>給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>循環水系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用冷却設 備</td> <td>低圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要 な事項</td> <td>残留熱除去系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	ジェット・ポンプ	気水分離器	蒸気乾燥器	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)	放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周の壁		核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{*1}	原子炉建屋クレーン ^{*1}	キャスク除染装置 ^{*1}	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫	使用済燃料貯蔵設備 ^{*1}	復水貯蔵タンク	原子炉冷却系 統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系	主蒸気系	蒸気タービン	復水器	復水ポンプ	復水浄化系	給水加熱器	給水ポンプ	タービン・バイパス系	循環水系	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系	低圧注水系	高圧炉心スプレイ系	自動減圧系	その他の主要 な事項	残留熱除去系	原子炉隔離時冷却系	原子炉冷却材浄化系	<p>第4-2表 廃止措置対象施設(1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉本体</td> <td rowspan="4">炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>ジェット・ポンプ</td> </tr> <tr> <td>気水分離器</td> </tr> <tr> <td>蒸気乾燥器</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器(原子炉压力容器)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td colspan="2">原子炉压力容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉格納容器外周の壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取 扱設備</td> <td>燃料取替機^{*1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン^{*1}</td> </tr> <tr> <td>キャスク除染装置^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質貯 蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備^{*1}</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td rowspan="16">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="10">一次冷却設備</td> <td>冷却材再循環系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>復水器</td> </tr> <tr> <td>復水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系</td> </tr> <tr> <td>給水加熱器</td> </tr> <tr> <td>給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>循環水系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用冷却設 備</td> <td>低圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要 な事項</td> <td>残留熱除去系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	ジェット・ポンプ	気水分離器	蒸気乾燥器	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)	放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周の壁		核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{*1}	原子炉建屋クレーン ^{*1}	キャスク除染装置 ^{*1}	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫	使用済燃料貯蔵設備 ^{*1}	復水貯蔵タンク	原子炉冷却系 統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系	主蒸気系	蒸気タービン	復水器	復水ポンプ	復水浄化系	給水加熱器	給水ポンプ	タービン・バイパス系	循環水系	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系	低圧注水系	高圧炉心スプレイ系	自動減圧系	その他の主要 な事項	残留熱除去系	原子炉隔離時冷却系	原子炉冷却材浄化系	<p>・廃止措置対象施設の変更(使用済燃料輸送容器の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																		
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																		
		ジェット・ポンプ																																																																																																		
		気水分離器																																																																																																		
		蒸気乾燥器																																																																																																		
	燃料体	燃料集合体																																																																																																		
	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)																																																																																																		
放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコンクリート壁																																																																																																			
	原子炉格納容器外周の壁																																																																																																			
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{*1}																																																																																																		
		原子炉建屋クレーン ^{*1}																																																																																																		
		キャスク除染装置 ^{*1}																																																																																																		
	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫																																																																																																		
		使用済燃料貯蔵設備 ^{*1}																																																																																																		
		復水貯蔵タンク																																																																																																		
原子炉冷却系 統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系																																																																																																		
		主蒸気系																																																																																																		
		蒸気タービン																																																																																																		
		復水器																																																																																																		
		復水ポンプ																																																																																																		
		復水浄化系																																																																																																		
		給水加熱器																																																																																																		
		給水ポンプ																																																																																																		
		タービン・バイパス系																																																																																																		
		循環水系																																																																																																		
	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系																																																																																																		
		低圧注水系																																																																																																		
		高圧炉心スプレイ系																																																																																																		
		自動減圧系																																																																																																		
	その他の主要 な事項	残留熱除去系																																																																																																		
		原子炉隔離時冷却系																																																																																																		
原子炉冷却材浄化系																																																																																																				
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																		
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																		
		ジェット・ポンプ																																																																																																		
		気水分離器																																																																																																		
		蒸気乾燥器																																																																																																		
	燃料体	燃料集合体																																																																																																		
	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)																																																																																																		
放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコンクリート壁																																																																																																			
	原子炉格納容器外周の壁																																																																																																			
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{*1}																																																																																																		
		原子炉建屋クレーン ^{*1}																																																																																																		
		キャスク除染装置 ^{*1}																																																																																																		
	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫																																																																																																		
		使用済燃料貯蔵設備 ^{*1}																																																																																																		
		復水貯蔵タンク																																																																																																		
原子炉冷却系 統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系																																																																																																		
		主蒸気系																																																																																																		
		蒸気タービン																																																																																																		
		復水器																																																																																																		
		復水ポンプ																																																																																																		
		復水浄化系																																																																																																		
		給水加熱器																																																																																																		
		給水ポンプ																																																																																																		
		タービン・バイパス系																																																																																																		
		循環水系																																																																																																		
	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系																																																																																																		
		低圧注水系																																																																																																		
		高圧炉心スプレイ系																																																																																																		
		自動減圧系																																																																																																		
	その他の主要 な事項	残留熱除去系																																																																																																		
		原子炉隔離時冷却系																																																																																																		
原子炉冷却材浄化系																																																																																																				

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																							
9	四 第4-2表 廃止措置対象 施設(3/5)	<p>第4-2表 廃止措置対象施設(3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td rowspan="5">気体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>空気抽出器</td> </tr> <tr> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>減衰管</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>主排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td rowspan="6">液体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>低電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>洗濯廃液系^{※1}</td> </tr> <tr> <td>除染廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系^{※3}</td> </tr> <tr> <td>油ドレン系^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td rowspan="14">固体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>使用済樹脂槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽^{※2}</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固化装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器	再結合器	減衰管	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	主排気筒	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}	高電導度廃液系 ^{※4}	洗濯廃液系 ^{※1}	除染廃液系 ^{※4}	シャワ・ドレン系 ^{※3}	油ドレン系 ^{※4}	放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の 廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク ^{※1}	濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}	サイトバンカ ^{※1}	固化装置 ^{※1}	減容装置 ^{※1}	減容装置	乾燥装置 ^{※1}	雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}	固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}	<p>第4-2表 廃止措置対象施設(3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td rowspan="5">気体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>空気抽出器</td> </tr> <tr> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>減衰管</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>主排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td rowspan="6">液体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>低電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>洗濯廃液系^{※1}</td> </tr> <tr> <td>除染廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系^{※3}</td> </tr> <tr> <td>油ドレン系^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td rowspan="14">固体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>使用済樹脂槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽^{※2}</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固化装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物移送容器^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器	再結合器	減衰管	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	主排気筒	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}	高電導度廃液系 ^{※4}	洗濯廃液系 ^{※1}	除染廃液系 ^{※4}	シャワ・ドレン系 ^{※3}	油ドレン系 ^{※4}	放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の 廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク ^{※1}	濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}	サイトバンカ ^{※1}	固化装置 ^{※1}	減容装置 ^{※1}	減容装置	乾燥装置 ^{※1}	雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}	固体廃棄物移送容器 ^{※1}	固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}	<p>理由</p> <p>・ 廃止措置対象施設の変更(固体廃棄物移送容器の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器																																																																									
		再結合器																																																																									
		減衰管																																																																									
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置																																																																									
		主排気筒																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}																																																																									
		高電導度廃液系 ^{※4}																																																																									
		洗濯廃液系 ^{※1}																																																																									
		除染廃液系 ^{※4}																																																																									
		シャワ・ドレン系 ^{※3}																																																																									
		油ドレン系 ^{※4}																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の 廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}																																																																									
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}																																																																									
		原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																																									
		燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																																									
		復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}																																																																									
		復水浄化系受けタンク																																																																									
		濃縮廃液タンク ^{※1}																																																																									
		濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}																																																																									
		サイトバンカ ^{※1}																																																																									
		固化装置 ^{※1}																																																																									
		減容装置 ^{※1}																																																																									
		減容装置																																																																									
		乾燥装置 ^{※1}																																																																									
		雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}																																																																									
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}																																																																											
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器																																																																									
		再結合器																																																																									
		減衰管																																																																									
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置																																																																									
		主排気筒																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}																																																																									
		高電導度廃液系 ^{※4}																																																																									
		洗濯廃液系 ^{※1}																																																																									
		除染廃液系 ^{※4}																																																																									
		シャワ・ドレン系 ^{※3}																																																																									
		油ドレン系 ^{※4}																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の 廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}																																																																									
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}																																																																									
		原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																																									
		燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																																									
		復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}																																																																									
		復水浄化系受けタンク																																																																									
		濃縮廃液タンク ^{※1}																																																																									
		濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}																																																																									
		サイトバンカ ^{※1}																																																																									
		固化装置 ^{※1}																																																																									
		減容装置 ^{※1}																																																																									
		減容装置																																																																									
		乾燥装置 ^{※1}																																																																									
		雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}																																																																									
固体廃棄物移送容器 ^{※1}																																																																											
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}																																																																											

頁	補正箇所	補正前	理由
13	四 第4-2図 管理区域全体 図	<p>第4-2図 管理区域全体図</p>	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図の明瞭化

頁	補正箇所	補正後	理由
13	四 第4-2図 管理区域全体 図	<p style="text-align: center;">第4-2図 管理区域全体図</p>	<p>・図の明瞭化</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																								
24	五 第5-1表 解体対象施設 (1/5)	<p>第5-1表 解体対象施設 (1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉本体</td> <td rowspan="4">炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>ジェット・ポンプ</td> </tr> <tr> <td>気水分離器</td> </tr> <tr> <td>蒸気乾燥器</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td colspan="2">原子炉容器(原子炉压力容器)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td colspan="2">原子炉压力容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉格納容器外周の壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取 扱設備</td> <td>燃料取替機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン^{※1}</td> </tr> <tr> <td>キャスク除染装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯 蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="10">一次冷却設備</td> <td>冷却材再循環系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>復水器</td> </tr> <tr> <td>復水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系</td> </tr> <tr> <td>給水加熱器</td> </tr> <tr> <td>給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>循環水系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設 備</td> <td>低圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要 な事項</td> <td>自動減圧系</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	ジェット・ポンプ	気水分離器	蒸気乾燥器	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)		放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周の壁		核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{※1}	原子炉建屋クレーン ^{※1}	キャスク除染装置 ^{※1}	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}	復水貯蔵タンク		原子炉冷却系 統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系	主蒸気系	蒸気タービン	復水器	復水ポンプ	復水浄化系	給水加熱器	給水ポンプ	タービン・バイパス系	循環水系	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系	低圧注水系	高圧炉心スプレイ系	その他の主要 な事項	自動減圧系	残留熱除去系	原子炉隔離時冷却系		原子炉冷却材浄化系		<p>第5-1表 解体対象施設 (1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉本体</td> <td rowspan="4">炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>ジェット・ポンプ</td> </tr> <tr> <td>気水分離器</td> </tr> <tr> <td>蒸気乾燥器</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td colspan="2">原子炉容器(原子炉压力容器)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td colspan="2">原子炉压力容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉格納容器外周の壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取 扱設備</td> <td>燃料取替機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン^{※1}</td> </tr> <tr> <td>キャスク除染装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯 蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="10">一次冷却設備</td> <td>冷却材再循環系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>復水器</td> </tr> <tr> <td>復水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系</td> </tr> <tr> <td>給水加熱器</td> </tr> <tr> <td>給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>循環水系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設 備</td> <td>低圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要 な事項</td> <td>自動減圧系</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	ジェット・ポンプ	気水分離器	蒸気乾燥器	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)		放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周の壁		核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{※1}	原子炉建屋クレーン ^{※1}	キャスク除染装置 ^{※1}	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}	復水貯蔵タンク		原子炉冷却系 統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系	主蒸気系	蒸気タービン	復水器	復水ポンプ	復水浄化系	給水加熱器	給水ポンプ	タービン・バイパス系	循環水系	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系	低圧注水系	高圧炉心スプレイ系	その他の主要 な事項	自動減圧系	残留熱除去系	原子炉隔離時冷却系		原子炉冷却材浄化系		<p>・解体対象施設の変更(使用済燃料輸送容器の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																										
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																										
		ジェット・ポンプ																																																																																																										
		気水分離器																																																																																																										
		蒸気乾燥器																																																																																																										
	燃料体	燃料集合体																																																																																																										
原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)																																																																																																											
放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコンクリート壁																																																																																																											
	原子炉格納容器外周の壁																																																																																																											
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{※1}																																																																																																										
		原子炉建屋クレーン ^{※1}																																																																																																										
		キャスク除染装置 ^{※1}																																																																																																										
	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫																																																																																																										
		使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}																																																																																																										
復水貯蔵タンク																																																																																																												
原子炉冷却系 統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系																																																																																																										
		主蒸気系																																																																																																										
		蒸気タービン																																																																																																										
		復水器																																																																																																										
		復水ポンプ																																																																																																										
		復水浄化系																																																																																																										
		給水加熱器																																																																																																										
		給水ポンプ																																																																																																										
		タービン・バイパス系																																																																																																										
		循環水系																																																																																																										
	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系																																																																																																										
		低圧注水系																																																																																																										
		高圧炉心スプレイ系																																																																																																										
	その他の主要 な事項	自動減圧系																																																																																																										
		残留熱除去系																																																																																																										
原子炉隔離時冷却系																																																																																																												
原子炉冷却材浄化系																																																																																																												
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																										
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																										
		ジェット・ポンプ																																																																																																										
		気水分離器																																																																																																										
		蒸気乾燥器																																																																																																										
	燃料体	燃料集合体																																																																																																										
原子炉容器	原子炉容器(原子炉压力容器)																																																																																																											
放射線遮蔽体	原子炉压力容器周囲のコンクリート壁																																																																																																											
	原子炉格納容器外周の壁																																																																																																											
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機 ^{※1}																																																																																																										
		原子炉建屋クレーン ^{※1}																																																																																																										
		キャスク除染装置 ^{※1}																																																																																																										
	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫																																																																																																										
		使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}																																																																																																										
復水貯蔵タンク																																																																																																												
原子炉冷却系 統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系																																																																																																										
		主蒸気系																																																																																																										
		蒸気タービン																																																																																																										
		復水器																																																																																																										
		復水ポンプ																																																																																																										
		復水浄化系																																																																																																										
		給水加熱器																																																																																																										
		給水ポンプ																																																																																																										
		タービン・バイパス系																																																																																																										
		循環水系																																																																																																										
	非常用冷却設 備	低圧炉心スプレイ系																																																																																																										
		低圧注水系																																																																																																										
		高圧炉心スプレイ系																																																																																																										
	その他の主要 な事項	自動減圧系																																																																																																										
		残留熱除去系																																																																																																										
原子炉隔離時冷却系																																																																																																												
原子炉冷却材浄化系																																																																																																												

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																							
26	五 第5-1表 解体対象施設 (3/5)	<p>第5-1表 解体対象施設 (3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物の 廃棄設備</td> <td rowspan="5">気体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>空気抽出器</td> </tr> <tr> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>減衰管</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>主排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">放射性廃棄物の 廃棄設備</td> <td rowspan="7">液体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>低電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>洗濯廃液系^{※1}</td> </tr> <tr> <td>除染廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系^{※3}</td> </tr> <tr> <td>油ドレン系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td rowspan="13">固体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽^{※2}</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固化装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射性廃棄物の 廃棄設備	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器	再結合器	減衰管	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	主排気筒	放射性廃棄物の 廃棄設備	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}	高電導度廃液系 ^{※4}	洗濯廃液系 ^{※1}	除染廃液系 ^{※4}	シャワ・ドレン系 ^{※3}	油ドレン系 ^{※4}	使用済樹脂槽 ^{※1}	放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の 廃棄設備	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク ^{※1}	濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}	サイトバンカ ^{※1}	固化装置 ^{※1}	減容装置 ^{※1}	減容装置	乾燥装置 ^{※1}	雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}	固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}	<p>第5-1表 解体対象施設 (3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物の 廃棄設備</td> <td rowspan="5">気体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>空気抽出器</td> </tr> <tr> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>減衰管</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>主排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">放射性廃棄物の 廃棄設備</td> <td rowspan="7">液体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>低電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>洗濯廃液系^{※1}</td> </tr> <tr> <td>除染廃液系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系^{※3}</td> </tr> <tr> <td>油ドレン系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td rowspan="13">固体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽^{※2}</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固化装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物移送容器^{※1}</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射性廃棄物の 廃棄設備	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器	再結合器	減衰管	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	主排気筒	放射性廃棄物の 廃棄設備	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}	高電導度廃液系 ^{※4}	洗濯廃液系 ^{※1}	除染廃液系 ^{※4}	シャワ・ドレン系 ^{※3}	油ドレン系 ^{※4}	使用済樹脂槽 ^{※1}	放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の 廃棄設備	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク ^{※1}	濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}	サイトバンカ ^{※1}	固化装置 ^{※1}	減容装置 ^{※1}	減容装置	乾燥装置 ^{※1}	雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}	固体廃棄物移送容器 ^{※1}	固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}	<p>理由</p> <p>・解体対象施設の変更(固体廃棄物移送容器の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄設備	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器																																																																									
		再結合器																																																																									
		減衰管																																																																									
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置																																																																									
		主排気筒																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄設備	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}																																																																									
		高電導度廃液系 ^{※4}																																																																									
		洗濯廃液系 ^{※1}																																																																									
		除染廃液系 ^{※4}																																																																									
		シャワ・ドレン系 ^{※3}																																																																									
		油ドレン系 ^{※4}																																																																									
		使用済樹脂槽 ^{※1}																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の 廃棄設備	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}																																																																									
		原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																																									
		燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																																									
		復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}																																																																									
		復水浄化系受けタンク																																																																									
		濃縮廃液タンク ^{※1}																																																																									
		濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}																																																																									
		サイトバンカ ^{※1}																																																																									
		固化装置 ^{※1}																																																																									
		減容装置 ^{※1}																																																																									
		減容装置																																																																									
		乾燥装置 ^{※1}																																																																									
		雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}																																																																									
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}																																																																											
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄設備	気体廃棄物の 廃棄設備	空気抽出器																																																																									
		再結合器																																																																									
		減衰管																																																																									
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置																																																																									
		主排気筒																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄設備	液体廃棄物の 廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}																																																																									
		高電導度廃液系 ^{※4}																																																																									
		洗濯廃液系 ^{※1}																																																																									
		除染廃液系 ^{※4}																																																																									
		シャワ・ドレン系 ^{※3}																																																																									
		油ドレン系 ^{※4}																																																																									
		使用済樹脂槽 ^{※1}																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄施設	固体廃棄物の 廃棄設備	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}																																																																									
		原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																																									
		燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																																									
		復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}																																																																									
		復水浄化系受けタンク																																																																									
		濃縮廃液タンク ^{※1}																																																																									
		濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}																																																																									
		サイトバンカ ^{※1}																																																																									
		固化装置 ^{※1}																																																																									
		減容装置 ^{※1}																																																																									
		減容装置																																																																									
		乾燥装置 ^{※1}																																																																									
		雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}																																																																									
固体廃棄物移送容器 ^{※1}																																																																											
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}																																																																											

頁	補正箇所	補正前	理由
30	五 第5-1図 解体対象施設の 配置	<p style="text-align: center;">第5-1図 解体対象施設の配置</p>	<p>・図の明瞭化</p>

頁	補正箇所	補正後	理由
30	五 第5-1図 解体対象施設 の配置	<p>第5-1図 解体対象施設の配置</p>	<p>・図の明瞭化</p>

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
32	<p>六</p> <p>1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方</p>	<p>(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料が2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から搬出が完了するまでの期間、燃料取扱機能、臨界防止機能、燃料落下防止機能、冷却浄化等の機能及び性能を維持管理する。また、新燃料が2号炉原子炉建屋内の核燃料物質貯蔵設備から搬出が完了するまでの期間、燃料取扱機能、臨界防止機能、燃料落下防止機能及び性能を維持管理</p> <p>する。</p>	<p>(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料等が2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から搬出が完了するまでの期間、燃料取扱機能、臨界防止機能、燃料落下防止機能、冷却浄化等の機能及び性能を維持管理する。また、新燃料が2号炉原子炉建屋内の核燃料物質貯蔵設備から搬出が完了するまでの期間、燃料取扱機能、臨界防止機能、燃料落下防止機能及び性能を維持管理し、<u>使用済燃料の構内輸送が完了するまでの期間、使用済燃料を適切に構内輸送するため、臨界防止機能、除熱機能、密封機能、放射線遮蔽機能及び性能を維持管理</u>する。</p>	<p>・記載の適正化（使用済燃料貯蔵設備の性能維持期間及び機能を見直し）</p>

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
32 33	六 1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (つづき)	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (3)放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物、 <u>放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物</u> を適切に処理 <u>処分</u> するため、 処理機能及び性能を維持管理する。また、 貯蔵している放射性固体廃棄物の 廃棄が完了するまでの期間、放射性固体廃棄物を適切に 貯蔵するため、 貯蔵機能及び性能を維持管理 する。	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (3)放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物 <u>及び</u> 放射性液体廃棄物を適切に処理 するため、 <u>放射性廃棄物</u> 処理機能及び性能を維持管理する。また、 <u>放射性固体廃棄物の処理が完了する又は</u> 貯蔵している放射性固体廃棄物の <u>取出し若しくは</u> 廃棄が完了するまでの期間、放射性固体廃棄物を適切に <u>処理又は</u> 貯蔵するため、 <u>放射性廃棄物処理機能、放射性廃棄物貯蔵機能及び性能を維持管理し、使用済制御棒等の構内輸送が完了するまでの期間、使用済制御棒等を適切に構内輸送するため、放射線遮蔽機能及び性能を維持管理</u> する。	・記載の適正化（放射性廃棄物の廃棄施設の性能維持期間、機能及び性能を見直し）

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
33	<p>六</p> <p>1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方(つづき)</p>	<p>1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方</p> <p>(6)非常用電源設備については、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまでの期間、発電用原子炉施設の安全確保上必要な場合に適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方</p> <p>(6)非常用電源設備については、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している使用済燃料の搬出完了又は各建屋の各エリアに設置されている設備の供用終了までの期間、発電用原子炉施設の安全確保上必要な場合に適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>・記載の適正化（蓄電池の性能維持期間を見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																						
35	六 第6-1表 性能維持施設 (2号炉に付帯する施設及び設備)(1/7)	<p>第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備) (1/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉本体</td> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td>原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td>炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器外周の壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取扱機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)^{**2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。)</td> <td>燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)^{**2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能 燃料落下防止機能</td> <td>使用済燃料輸送容器を除去する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)^{**2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり ・位置：原子炉建屋原子炉棟内 ・種類：ライニング式ピット ・容量：6300mm×5000mm×7700mm</td> <td>燃料取扱機能</td> <td>燃料集合体等が臨界に達する変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	炉心支持構造物等の解体が完了するまで	原子炉格納容器外周の壁	1式	既許認可どおり				核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{**2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。)	燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{**2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 燃料落下防止機能	使用済燃料輸送容器を除去する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること		キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{**2}	1式	既許認可どおり ・位置：原子炉建屋原子炉棟内 ・種類：ライニング式ピット ・容量：6300mm×5000mm×7700mm	燃料取扱機能	燃料集合体等が臨界に達する変形等有意な欠陥がない状態であること	2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで			新燃料貯蔵庫	1式	既許認可どおり	臨界防止機能			<p>第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備) (1/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉本体</td> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td>原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td>炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器外周の壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取扱機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)^{**2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。)</td> <td>燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)^{**2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能 燃料落下防止機能</td> <td>使用済燃料輸送容器を除去する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)^{**2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり ・位置：原子炉建屋原子炉棟内 ・種類：ライニング式ピット ・容量：6300mm×5000mm×7700mm</td> <td>燃料取扱機能</td> <td>燃料集合体等が臨界防止に影響する有意な変形等有意な損傷がない状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	炉心支持構造物等の解体が完了するまで	原子炉格納容器外周の壁	1式	既許認可どおり				核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{**2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。)	燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{**2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 燃料落下防止機能	使用済燃料輸送容器を除去する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること		キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{**2}	1式	既許認可どおり ・位置：原子炉建屋原子炉棟内 ・種類：ライニング式ピット ・容量：6300mm×5000mm×7700mm	燃料取扱機能	燃料集合体等が臨界防止に影響する有意な変形等有意な損傷がない状態であること	2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで			新燃料貯蔵庫	1式	既許認可どおり	臨界防止機能			<p>・記載の適正化(新燃料貯蔵庫の性能については、性能維持施設そのものに有意な損傷がないことを明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																																																
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																							
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	炉心支持構造物等の解体が完了するまで																																																																																																			
		原子炉格納容器外周の壁	1式	既許認可どおり																																																																																																						
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{**2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。)	燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																			
		原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{**2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 燃料落下防止機能	使用済燃料輸送容器を除去する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること																																																																																																				
		キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{**2}	1式	既許認可どおり ・位置：原子炉建屋原子炉棟内 ・種類：ライニング式ピット ・容量：6300mm×5000mm×7700mm	燃料取扱機能	燃料集合体等が臨界に達する変形等有意な欠陥がない状態であること	2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで																																																																																																			
		新燃料貯蔵庫	1式	既許認可どおり	臨界防止機能																																																																																																					
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																																				
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																							
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	炉心支持構造物等の解体が完了するまで																																																																																																			
		原子炉格納容器外周の壁	1式	既許認可どおり																																																																																																						
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{**2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。)	燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																			
		原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{**2}	1台	既許認可どおり	燃料取扱機能 燃料落下防止機能	使用済燃料輸送容器を除去する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること																																																																																																				
		キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) ^{**2}	1式	既許認可どおり ・位置：原子炉建屋原子炉棟内 ・種類：ライニング式ピット ・容量：6300mm×5000mm×7700mm	燃料取扱機能	燃料集合体等が臨界防止に影響する有意な変形等有意な損傷がない状態であること	2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで																																																																																																			
		新燃料貯蔵庫	1式	既許認可どおり	臨界防止機能																																																																																																					

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																								
36	六 第6-1表 性能維持施設 (2号炉に付 帯する施設及 び設備)(2 /7)	<p>第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備)(2/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="8">核燃料物質貯蔵設備</td> <td rowspan="8">使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>使用済燃料プール^{**2}</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵して使用する使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵ラック^{**2}</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料集合体等が臨界に達する変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵して使用する新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位を監視する設備^{**2}</td> <td>1式</td> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備^{**2}</td> <td>1式</td> <td></td> <td>使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系ポンプ^{**2}</td> <td>1台</td> <td></td> <td>使用済燃料プールの冷却が可能なる運転状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵して使用する使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系熱交換器^{**2}</td> <td>2基</td> <td>冷却浄化機能</td> <td>使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置^{**2}</td> <td>1台</td> <td>燃料プール水補給機能</td> <td>著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)</td> <td>1基</td> <td>燃料プール水補給機能</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	使用済燃料プール ^{**2}	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	2号炉に貯蔵して使用する使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵ラック ^{**2}	1式	臨界防止機能	燃料集合体等が臨界に達する変形等有意な欠陥がない状態であること	2号炉に貯蔵して使用する新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料プール水位を監視する設備 ^{**2}	1式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること		使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備 ^{**2}	1式		使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること		燃料プール冷却浄化系ポンプ ^{**2}	1台		使用済燃料プールの冷却が可能なる運転状態であること	2号炉に貯蔵して使用する使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料プール冷却浄化系熱交換器 ^{**2}	2基	冷却浄化機能	使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること		燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置 ^{**2}	1台	燃料プール水補給機能	著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること		復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)	1基	燃料プール水補給機能			<p>第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備)(2/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="8">核燃料物質貯蔵設備</td> <td rowspan="8">使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>使用済燃料プール^{**2}</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵して使用する使用済燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵ラック^{**2}</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料集合体等の臨界防止に影響する有意な変形等有意な損傷がない状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵して使用する新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位を監視する設備^{**2}</td> <td>1式</td> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備^{**2}</td> <td>1式</td> <td></td> <td>使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系ポンプ^{**2}</td> <td>1台</td> <td></td> <td>使用済燃料プールの冷却が可能なる運転状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵して使用する使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系熱交換器^{**2}</td> <td>2基</td> <td>冷却浄化機能</td> <td>使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置^{**2}</td> <td>1台</td> <td>燃料プール水補給機能</td> <td>内包する物質が漏えいするようない状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)</td> <td>1基</td> <td>燃料プール水補給機能</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	使用済燃料プール ^{**2}	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	2号炉に貯蔵して使用する使用済燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵ラック ^{**2}	1式	臨界防止機能	燃料集合体等の臨界防止に影響する有意な変形等有意な損傷がない状態であること	2号炉に貯蔵して使用する新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料プール水位を監視する設備 ^{**2}	1式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること		使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備 ^{**2}	1式		使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること		燃料プール冷却浄化系ポンプ ^{**2}	1台		使用済燃料プールの冷却が可能なる運転状態であること	2号炉に貯蔵して使用する使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料プール冷却浄化系熱交換器 ^{**2}	2基	冷却浄化機能	使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること		燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置 ^{**2}	1台	燃料プール水補給機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること		復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)	1基	燃料プール水補給機能			<p>・記載の適正化(核燃料物質貯蔵設備の性能及び性能維持期間を見直し)</p>
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																																																		
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																									
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	使用済燃料プール ^{**2}	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	2号炉に貯蔵して使用する使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
			使用済燃料貯蔵ラック ^{**2}	1式	臨界防止機能	燃料集合体等が臨界に達する変形等有意な欠陥がない状態であること	2号炉に貯蔵して使用する新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
			使用済燃料プール水位を監視する設備 ^{**2}	1式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること																																																																																																						
			使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備 ^{**2}	1式		使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること																																																																																																						
			燃料プール冷却浄化系ポンプ ^{**2}	1台		使用済燃料プールの冷却が可能なる運転状態であること	2号炉に貯蔵して使用する使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
			燃料プール冷却浄化系熱交換器 ^{**2}	2基	冷却浄化機能	使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること																																																																																																						
			燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置 ^{**2}	1台	燃料プール水補給機能	著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること																																																																																																						
			復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)	1基	燃料プール水補給機能																																																																																																							
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																																						
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																									
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	使用済燃料プール ^{**2}	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	2号炉に貯蔵して使用する使用済燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
			使用済燃料貯蔵ラック ^{**2}	1式	臨界防止機能	燃料集合体等の臨界防止に影響する有意な変形等有意な損傷がない状態であること	2号炉に貯蔵して使用する新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
			使用済燃料プール水位を監視する設備 ^{**2}	1式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること																																																																																																						
			使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備 ^{**2}	1式		使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること																																																																																																						
			燃料プール冷却浄化系ポンプ ^{**2}	1台		使用済燃料プールの冷却が可能なる運転状態であること	2号炉に貯蔵して使用する使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																					
			燃料プール冷却浄化系熱交換器 ^{**2}	2基	冷却浄化機能	使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること																																																																																																						
			燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置 ^{**2}	1台	燃料プール水補給機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること																																																																																																						
			復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)	1基	燃料プール水補給機能																																																																																																							

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																						
37	六 第6-1表 性能維持施設 (2号炉に付 帯する施設及 び設備)(3 /7)	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備) (3/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">性 能</th> <th rowspan="2">維 持 期 間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置、構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">主排気筒</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機 能</td> <td rowspan="4">排気筒以外から気体状の放射 性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること</td> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>低電導度廃液系タンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液系タンク</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">除染廃液系</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物貯蔵機 能</td> <td rowspan="2">著しい漏えい又はその形跡 がなく、亀裂、変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物貯蔵機 能</td> <td rowspan="4">放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料プールの冷却浄化系受けタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放射 性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで	2基	既許認可どおり	低電導度廃液系タンク	2基	既許認可どおり	高電導度廃液系タンク	4基	既許認可どおり	固体廃棄物の廃棄設備	除染廃液系	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	著しい漏えい又はその形跡 がなく、亀裂、変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで	燃料プールの冷却浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり	復水浄化系受けタンク	2基	既許認可どおり	2基	既許認可どおり	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備) (3/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">性 能</th> <th rowspan="2">維 持 期 間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置、構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">主排気筒</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機 能</td> <td rowspan="4">排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること</td> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>低電導度廃液系タンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液系タンク</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">除染廃液系</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物貯蔵機 能</td> <td rowspan="2">内包する物質が漏えいする ような亀裂、変形等有意な 欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物貯蔵機 能</td> <td rowspan="4">放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料プールの冷却浄化系受けタンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで	2基	既許認可どおり	低電導度廃液系タンク	2基	既許認可どおり	高電導度廃液系タンク	4基	既許認可どおり	固体廃棄物の廃棄設備	除染廃液系	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	内包する物質が漏えいする ような亀裂、変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで	燃料プールの冷却浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり	復水浄化系受けタンク	2基	既許認可どおり	2基	既許認可どおり	<p>・記載の適正化(液体 廃棄物及び固体廃棄物 の廃棄設備の性能及び 性能維持期間の見直 し)</p>
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間																																																																																																			
		設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備																																																																																																						
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放射 性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																			
			2基	既許認可どおり																																																																																																						
		低電導度廃液系タンク	2基	既許認可どおり																																																																																																						
		高電導度廃液系タンク	4基	既許認可どおり																																																																																																						
	固体廃棄物の廃棄設備	除染廃液系	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	著しい漏えい又はその形跡 がなく、亀裂、変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																			
			1基	既許認可どおり																																																																																																						
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																			
				燃料プールの冷却浄化系受けタンク	1基			既許認可どおり																																																																																																		
			復水浄化系受けタンク	2基	既許認可どおり																																																																																																					
			2基	既許認可どおり																																																																																																						
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間																																																																																																			
		設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備																																																																																																						
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																			
			2基	既許認可どおり																																																																																																						
		低電導度廃液系タンク	2基	既許認可どおり																																																																																																						
		高電導度廃液系タンク	4基	既許認可どおり																																																																																																						
	固体廃棄物の廃棄設備	除染廃液系	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	内包する物質が漏えいする ような亀裂、変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																			
			1基	既許認可どおり																																																																																																						
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系受けタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																			
				燃料プールの冷却浄化系受けタンク	1基			既許認可どおり																																																																																																		
			復水浄化系受けタンク	2基	既許認可どおり																																																																																																					
			2基	既許認可どおり																																																																																																						

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																												
38	六 第6-1表 性能維持施設 (2号炉に付 帯する施設及 び設備)(4 /7)	<p>第6-1表 性能維持施設 (2号炉に付帯する施設及び設備) (4/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エリア放射線モニタリング設備(2号炉原子炉建屋内及び中央制御室内)</td> <td>9台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>プロセス放射線モニタリング設備</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td>原子炉補機冷却系の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>主排気筒モニタ</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>原子炉建屋原子炉棟</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性物質漏えい防止機能 (事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。)</td> <td>放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア放射線モニタリング設備(2号炉原子炉建屋内及び中央制御室内)	9台	既許認可どおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで	プロセス放射線モニタリング設備	1台	既許認可どおり			原子炉補機冷却系の供用が終了するまで	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	2台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建屋原子炉棟	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。)	放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	管理区域を解除するまで	原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること		<p>第6-1表 性能維持施設 (2号炉に付帯する施設及び設備) (4/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エリア放射線モニタリング設備(2号炉原子炉建屋内及び中央制御室内)</td> <td>9台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>プロセス放射線モニタリング設備</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td>原子炉補機冷却系の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>主排気筒モニタ</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>原子炉建屋原子炉棟</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性物質漏えい防止機能 (事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。)</td> <td>放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア放射線モニタリング設備(2号炉原子炉建屋内及び中央制御室内)	9台	既許認可どおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで	プロセス放射線モニタリング設備	1台	既許認可どおり			原子炉補機冷却系の供用が終了するまで	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	2台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建屋原子炉棟	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。)	放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	管理区域を解除するまで	原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること		<p>・記載の適正化</p>
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																									
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																													
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア放射線モニタリング設備(2号炉原子炉建屋内及び中央制御室内)	9台	既許認可どおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																									
		プロセス放射線モニタリング設備	1台	既許認可どおり			原子炉補機冷却系の供用が終了するまで																																																																																									
	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	2台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																									
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建屋原子炉棟	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。)	放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	管理区域を解除するまで																																																																																									
		原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること																																																																																										
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																									
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																													
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア放射線モニタリング設備(2号炉原子炉建屋内及び中央制御室内)	9台	既許認可どおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																									
		プロセス放射線モニタリング設備	1台	既許認可どおり			原子炉補機冷却系の供用が終了するまで																																																																																									
	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	2台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																									
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建屋原子炉棟	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。)	放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	管理区域を解除するまで																																																																																									
		原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること																																																																																										

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																
	<p>六 第6-1表 性能維持施設 (2号炉に付帯する施設及び設備)</p>	<p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備)(5/8)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1531 1703 1614 1751">施設区分</th> <th data-bbox="1531 1631 1614 1703">設備等の区分</th> <th data-bbox="1531 1415 1614 1631">設備(建屋)名称</th> <th data-bbox="1531 1320 1614 1415">維持台数</th> <th data-bbox="1531 957 1614 1320">位置、構造及び設備</th> <th data-bbox="1531 772 1614 957">機能</th> <th data-bbox="1531 537 1614 772">性能</th> <th data-bbox="1531 352 1614 537">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1614 1703 2270 1751" style="text-align: center;"><u>その他原子炉の附属施設</u></td> <td data-bbox="1614 1631 2270 1703" style="text-align: center;"><u>非常用電源設備</u></td> <td data-bbox="1614 1415 2270 1631" style="text-align: center;"><u>非常用ディーゼル発電機^{※2}</u></td> <td data-bbox="1614 1320 2270 1415" style="text-align: center;">1台</td> <td data-bbox="1614 957 2270 1320"> <p>・位置：2号炉原子炉建屋付風車内 ・種類：機軸回転界磁三相交流同期発電機 ・容量：7.875kVA ・電圧：6,900V ・周波数：50Hz (上記は既許認可どおり)</p> <p>非常用ディーゼル発電機1台当たりの設備容量は約6,300kWである。廃止措置期間中に性能を維持する非常用ディーゼル発電機2台は、第6-3表に示す1号、2号、3号及び4号炉で廃止措置期間中に外部電源が喪失した場合に使用済燃料プールに貯蔵中の使用済燃料を冷却するために必要な負荷に対して、十分な容量を確保できる設計とする。</p> <p>1号、2号、3号及び4号炉で電力を融通できる設計とする。第6-1図に示すとおり、共通用高圧母線(1号及び2号炉共用)へ接続することで、1号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とし、また、66kV母線へ送電して共通用高圧母線(3号及び4号炉共用)へ接続することで、3号及び4号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1614 772 2270 957"> <p>電源供給機能 (非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)</p> </td> <td data-bbox="1614 537 2270 772"> <p>非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</p> </td> <td data-bbox="1614 352 2270 537"> <p>使用済燃料の搬出が完了するまで</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※1：1号及び2号炉共用 ※2：1号、2号、3号及び4号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	<u>その他原子炉の附属施設</u>	<u>非常用電源設備</u>	<u>非常用ディーゼル発電機^{※2}</u>	1台	<p>・位置：2号炉原子炉建屋付風車内 ・種類：機軸回転界磁三相交流同期発電機 ・容量：7.875kVA ・電圧：6,900V ・周波数：50Hz (上記は既許認可どおり)</p> <p>非常用ディーゼル発電機1台当たりの設備容量は約6,300kWである。廃止措置期間中に性能を維持する非常用ディーゼル発電機2台は、第6-3表に示す1号、2号、3号及び4号炉で廃止措置期間中に外部電源が喪失した場合に使用済燃料プールに貯蔵中の使用済燃料を冷却するために必要な負荷に対して、十分な容量を確保できる設計とする。</p> <p>1号、2号、3号及び4号炉で電力を融通できる設計とする。第6-1図に示すとおり、共通用高圧母線(1号及び2号炉共用)へ接続することで、1号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とし、また、66kV母線へ送電して共通用高圧母線(3号及び4号炉共用)へ接続することで、3号及び4号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とする。</p>	<p>電源供給機能 (非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)</p>	<p>非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</p>	<p>使用済燃料の搬出が完了するまで</p>	<p>・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間													
<u>その他原子炉の附属施設</u>	<u>非常用電源設備</u>	<u>非常用ディーゼル発電機^{※2}</u>	1台	<p>・位置：2号炉原子炉建屋付風車内 ・種類：機軸回転界磁三相交流同期発電機 ・容量：7.875kVA ・電圧：6,900V ・周波数：50Hz (上記は既許認可どおり)</p> <p>非常用ディーゼル発電機1台当たりの設備容量は約6,300kWである。廃止措置期間中に性能を維持する非常用ディーゼル発電機2台は、第6-3表に示す1号、2号、3号及び4号炉で廃止措置期間中に外部電源が喪失した場合に使用済燃料プールに貯蔵中の使用済燃料を冷却するために必要な負荷に対して、十分な容量を確保できる設計とする。</p> <p>1号、2号、3号及び4号炉で電力を融通できる設計とする。第6-1図に示すとおり、共通用高圧母線(1号及び2号炉共用)へ接続することで、1号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とし、また、66kV母線へ送電して共通用高圧母線(3号及び4号炉共用)へ接続することで、3号及び4号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とする。</p>	<p>電源供給機能 (非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)</p>	<p>非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</p>	<p>使用済燃料の搬出が完了するまで</p>													

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																												
39	六 第6-1表 性能維持施設 (2号炉に付 帯する施設及 び設備)(5 /7)	<p>第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備)(5/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置、構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>蓄電池(所内用)</td> <td>1組</td> <td>既許認可可どおり</td> <td>電源供給機能</td> <td>性能維持施設(使用済燃料の始末のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="2">各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：原子炉建屋付属棟内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池(所内用)	1組	既許認可可どおり	電源供給機能	性能維持施設(使用済燃料の始末のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	給気ファン	1台	既許認可可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	排気ファン	1台	既許認可可どおり	給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	給気ファン	1台	既許認可可どおり	排気ファン	1台	既許認可可どおり	給気フィルタ	1台	・位置：原子炉建屋付属棟内 ・種類：袋形中性能フィルタ	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	<p>第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備)(6/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置、構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>蓄電池(所内用)</td> <td>1組</td> <td>既許認可可どおり</td> <td>電源供給機能</td> <td>直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</td> <td>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること</td> <td rowspan="2">各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：原子炉建屋付属棟内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池(所内用)	1組	既許認可可どおり	電源供給機能	直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで	給気ファン	1台	既許認可可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	排気ファン	1台	既許認可可どおり	給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	給気ファン	1台	既許認可可どおり	排気ファン	1台	既許認可可どおり	給気フィルタ	1台	・位置：原子炉建屋付属棟内 ・種類：袋形中性能フィルタ	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	<p>・記載の適正化(蓄電池の性能について、供給先を限定した記載を見直し、蓄電池の性能維持期間を見直し、換気空調系の性能について、フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																									
		設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備																																																																																												
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池(所内用)	1組	既許認可可どおり	電源供給機能	性能維持施設(使用済燃料の始末のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																									
		給気ファン	1台	既許認可可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで																																																																																									
	排気ファン	1台	既許認可可どおり																																																																																													
	給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																													
	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																													
	給気ファン	1台	既許認可可どおり																																																																																													
	排気ファン	1台	既許認可可どおり																																																																																													
	給気フィルタ	1台	・位置：原子炉建屋付属棟内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																													
	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																													
	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																								
設備(建屋)名称			維持台数	位置、構造及び設備																																																																																												
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池(所内用)	1組	既許認可可どおり	電源供給機能	直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで																																																																																									
		給気ファン	1台	既許認可可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで																																																																																									
	排気ファン	1台	既許認可可どおり																																																																																													
	給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																													
	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																													
	給気ファン	1台	既許認可可どおり																																																																																													
	排気ファン	1台	既許認可可どおり																																																																																													
	給気フィルタ	1台	・位置：原子炉建屋付属棟内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																													
	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																													

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																				
40	六 第6-1表 性能維持施設 (2号炉に付 帯する施設及 び設備)(6 /7)	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備)(6/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置、構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="10">その他の主要な事項</td> <td>運転床換気空調系 給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="10">換気機能</td> <td rowspan="10">給気ファン及び排気ファンの 運転に異常がない状態で あること</td> <td rowspan="10">各建屋の管理区域を 解除するまで</td> </tr> <tr> <td>運転床換気空調系 排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>運転床換気空調系 給気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>運転床換気空調系 排気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>運転床外換気空調系 給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>運転床外換気空調系 排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>運転床外換気空調系 給気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>運転床外換気空調系 排気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能</td> <td>放射性物質が漏えいする危 険、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	運転床換気空調系 給気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの 運転に異常がない状態で あること	各建屋の管理区域を 解除するまで	運転床換気空調系 排気ファン	1台	既許認可どおり	運転床換気空調系 給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	運転床換気空調系 排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	運転床外換気空調系 給気ファン	1台	既許認可どおり	運転床外換気空調系 排気ファン	1台	既許認可どおり	運転床外換気空調系 給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	運転床外換気空調系 排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	原子炉建屋付属棟	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質が漏えいする危 険、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること	タービン建屋	1式	既許認可どおり			<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備)(7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置、構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="10">その他の主要な事項</td> <td>運転床換気空調系 給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="10">換気機能</td> <td rowspan="10">放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態 であること</td> <td rowspan="10">各建屋の管理区域を 解除するまで</td> </tr> <tr> <td>運転床換気空調系 排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>運転床換気空調系 給気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>運転床換気空調系 排気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>運転床外換気空調系 給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>運転床外換気空調系 排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>運転床外換気空調系 給気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>運転床外換気空調系 排気フィルタ</td> <td>1台</td> <td>・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能</td> <td>放射性物質が漏えいする危 険、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備	その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	運転床換気空調系 給気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態 であること	各建屋の管理区域を 解除するまで	運転床換気空調系 排気ファン	1台	既許認可どおり	運転床換気空調系 給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	運転床換気空調系 排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	運転床外換気空調系 給気ファン	1台	既許認可どおり	運転床外換気空調系 排気ファン	1台	既許認可どおり	運転床外換気空調系 給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	運転床外換気空調系 排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ	原子炉建屋付属棟	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質が漏えいする危 険、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること	タービン建屋	1式	既許認可どおり			<p>・記載の適正化(換気 空調系の性能につい て、フィルタを含めた 換気空調系としての性 能に見直し)</p>
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																	
		設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備																																																																																																				
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	運転床換気空調系 給気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの 運転に異常がない状態で あること	各建屋の管理区域を 解除するまで																																																																																																	
		運転床換気空調系 排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																				
		運転床換気空調系 給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																																				
		運転床換気空調系 排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																																				
		運転床外換気空調系 給気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																				
		運転床外換気空調系 排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																				
		運転床外換気空調系 給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																																				
		運転床外換気空調系 排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																																				
		原子炉建屋付属棟	1式	既許認可どおり				放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質が漏えいする危 険、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること																																																																																															
		タービン建屋	1式	既許認可どおり																																																																																																				
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																	
		設備(建屋)名称	維持台数	位置、構造及び設備																																																																																																				
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	運転床換気空調系 給気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態 であること	各建屋の管理区域を 解除するまで																																																																																																	
		運転床換気空調系 排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																				
		運転床換気空調系 給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																																				
		運転床換気空調系 排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																																				
		運転床外換気空調系 給気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																				
		運転床外換気空調系 排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																				
		運転床外換気空調系 給気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																																				
		運転床外換気空調系 排気フィルタ	1台	・位置：タービン建屋内 ・種類：袋形中性能フィルタ																																																																																																				
		原子炉建屋付属棟	1式	既許認可どおり				放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質が漏えいする危 険、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること																																																																																															
		タービン建屋	1式	既許認可どおり																																																																																																				

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																				
41	六 第6-1表 性能維持施設 (2号炉に付 帯する施設及 び設備)(7 /7)	<p>第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備)(7/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">性 能</th> <th rowspan="2">維 持 期 間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他主要施設</td> <td rowspan="3">発電所補助系</td> <td>原子炉補機冷却系</td> <td>第二中間ループ循環ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> <td>性能維持施設(燃料プール冷却浄化系)へ冷却水を供給できる状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火系</td> <td>海水ポンプ</td> <td></td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> <td>性能維持施設(原子炉補機冷却系二次熱交換器)へ海水を供給できる状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二次熱交換器</td> <td></td> <td>1基</td> <td>既許認可可どおり</td> <td>性能維持施設(燃料プール冷却浄化系)へ冷却水を供給できる状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火系</td> <td>火災報知設備</td> <td></td> <td>1式</td> <td>位置:原子炉建屋内他 種類:光電式煙感知器, 定温式熱感知器</td> <td>火災感知及び警報機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス消火設備</td> <td></td> <td>1式</td> <td>位置:原子炉建屋付属棟, タービン建屋, コントロール建屋 種類:二酸化炭素消火設備</td> <td>著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火系</td> <td>泡消火設備</td> <td></td> <td>1式</td> <td>位置:屋外 種類:泡消火設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火器消火設備</td> <td></td> <td>1式</td> <td>位置:原子炉建屋内他 種類:粉末20型, ハロン, CO₂</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>非常用照明</td> <td></td> <td>1式</td> <td>位置:コントロール建屋内他 種類:交流非常灯, 直流灯</td> <td>商用電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間	設備(建屋)名称	維持台数		その他主要施設	発電所補助系	原子炉補機冷却系	第二中間ループ循環ポンプ	1台	既許認可可どおり	性能維持施設(燃料プール冷却浄化系)へ冷却水を供給できる状態であること	2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	消火系	海水ポンプ		1台	既許認可可どおり	性能維持施設(原子炉補機冷却系二次熱交換器)へ海水を供給できる状態であること		二次熱交換器		1基	既許認可可どおり	性能維持施設(燃料プール冷却浄化系)へ冷却水を供給できる状態であること		消火系	火災報知設備		1式	位置:原子炉建屋内他 種類:光電式煙感知器, 定温式熱感知器	火災感知及び警報機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること		炭酸ガス消火設備		1式	位置:原子炉建屋付属棟, タービン建屋, コントロール建屋 種類:二酸化炭素消火設備	著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで	消火系	泡消火設備		1式	位置:屋外 種類:泡消火設備			消火器消火設備		1式	位置:原子炉建屋内他 種類:粉末20型, ハロン, CO ₂			照明設備	照明設備	非常用照明		1式	位置:コントロール建屋内他 種類:交流非常灯, 直流灯	商用電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること		<p>第6-1表 性能維持施設(2号炉に付帯する施設及び設備)(8/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">性 能</th> <th rowspan="2">維 持 期 間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他主要施設</td> <td rowspan="3">発電所補助系</td> <td>原子炉補機冷却系</td> <td>第二中間ループ循環ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> <td>性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること</td> <td>2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火系</td> <td>海水ポンプ</td> <td></td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> <td>性能維持施設へ海水を供給できる状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二次熱交換器</td> <td></td> <td>1基</td> <td>既許認可可どおり</td> <td>性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火系</td> <td>火災報知設備</td> <td></td> <td>1式</td> <td>位置:原子炉建屋内他 種類:光電式煙感知器, 定温式熱感知器</td> <td>火災感知及び警報機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること</td> <td>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス消火設備</td> <td></td> <td>1式</td> <td>位置:原子炉建屋付属棟, タービン建屋, コントロール建屋 種類:二酸化炭素消火設備</td> <td>内包する物質が漏えいするような亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火系</td> <td>泡消火設備</td> <td></td> <td>1式</td> <td>位置:屋外 種類:泡消火設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火器消火設備</td> <td></td> <td>1式</td> <td>位置:原子炉建屋内他 種類:粉末20型, ハロン, CO₂</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>非常用照明</td> <td></td> <td>1式</td> <td>位置:コントロール建屋内他 種類:交流非常灯, 直流灯</td> <td>商用電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間	設備(建屋)名称	維持台数		その他主要施設	発電所補助系	原子炉補機冷却系	第二中間ループ循環ポンプ	1台	既許認可可どおり	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	消火系	海水ポンプ		1台	既許認可可どおり	性能維持施設へ海水を供給できる状態であること		二次熱交換器		1基	既許認可可どおり	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること		消火系	火災報知設備		1式	位置:原子炉建屋内他 種類:光電式煙感知器, 定温式熱感知器	火災感知及び警報機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで	炭酸ガス消火設備		1式	位置:原子炉建屋付属棟, タービン建屋, コントロール建屋 種類:二酸化炭素消火設備	内包する物質が漏えいするような亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで	消火系	泡消火設備		1式	位置:屋外 種類:泡消火設備			消火器消火設備		1式	位置:原子炉建屋内他 種類:粉末20型, ハロン, CO ₂			照明設備	照明設備	非常用照明		1式	位置:コントロール建屋内他 種類:交流非常灯, 直流灯	商用電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること		<p>・記載の適正化(補機冷却系の性能について,供給先を限定した記載を見直し,消火系の性能の見直し)</p>
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間																																																																																																																																	
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																																					
その他主要施設	発電所補助系	原子炉補機冷却系	第二中間ループ循環ポンプ	1台	既許認可可どおり	性能維持施設(燃料プール冷却浄化系)へ冷却水を供給できる状態であること	2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																																	
		消火系	海水ポンプ		1台	既許認可可どおり	性能維持施設(原子炉補機冷却系二次熱交換器)へ海水を供給できる状態であること																																																																																																																																	
			二次熱交換器		1基	既許認可可どおり	性能維持施設(燃料プール冷却浄化系)へ冷却水を供給できる状態であること																																																																																																																																	
	消火系	火災報知設備		1式	位置:原子炉建屋内他 種類:光電式煙感知器, 定温式熱感知器	火災感知及び警報機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること																																																																																																																																		
		炭酸ガス消火設備		1式	位置:原子炉建屋付属棟, タービン建屋, コントロール建屋 種類:二酸化炭素消火設備	著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで																																																																																																																																	
	消火系	泡消火設備		1式	位置:屋外 種類:泡消火設備																																																																																																																																			
		消火器消火設備		1式	位置:原子炉建屋内他 種類:粉末20型, ハロン, CO ₂																																																																																																																																			
	照明設備	照明設備	非常用照明		1式	位置:コントロール建屋内他 種類:交流非常灯, 直流灯	商用電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること																																																																																																																																	
			施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間																																																																																																																														
	設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																																						
その他主要施設	発電所補助系	原子炉補機冷却系	第二中間ループ循環ポンプ	1台	既許認可可どおり	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																																	
		消火系	海水ポンプ		1台	既許認可可どおり	性能維持施設へ海水を供給できる状態であること																																																																																																																																	
			二次熱交換器		1基	既許認可可どおり	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること																																																																																																																																	
	消火系	火災報知設備		1式	位置:原子炉建屋内他 種類:光電式煙感知器, 定温式熱感知器	火災感知及び警報機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで																																																																																																																																	
		炭酸ガス消火設備		1式	位置:原子炉建屋付属棟, タービン建屋, コントロール建屋 種類:二酸化炭素消火設備	内包する物質が漏えいするような亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで																																																																																																																																	
	消火系	泡消火設備		1式	位置:屋外 種類:泡消火設備																																																																																																																																			
		消火器消火設備		1式	位置:原子炉建屋内他 種類:粉末20型, ハロン, CO ₂																																																																																																																																			
	照明設備	照明設備	非常用照明		1式	位置:コントロール建屋内他 種類:交流非常灯, 直流灯	商用電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること																																																																																																																																	

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																												
	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備)	(新規)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (1/10)</p> <table border="1" data-bbox="1558 325 1997 1801"> <tr> <td data-bbox="1558 1745 1641 1801">施設区分</td> <td colspan="3" data-bbox="1641 1745 1997 1801">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 1671 1641 1745">設備等の区分</td> <td colspan="3" data-bbox="1641 1671 1997 1745">核燃料物質取扱設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 1455 1641 1671">設備(建屋)名称</td> <td data-bbox="1641 1455 1997 1671">使用済燃料輸送容器※2</td> <td data-bbox="1558 1346 1641 1455">維持台数</td> <td data-bbox="1641 1346 1997 1455">1基</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1558 957 1641 1346">位置, 構造及び設備</td> <td colspan="2" data-bbox="1641 957 1997 1346">既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 764 1641 957">機能</td> <td colspan="3" data-bbox="1641 764 1997 957"> 臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 520 1641 764">性能</td> <td colspan="3" data-bbox="1641 520 1997 764"> 使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するよう有意な損傷がない状態であること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 325 1641 520">維持期間</td> <td colspan="3" data-bbox="1641 325 1997 520"> 使用済燃料の構内輸送が完了するまで </td> </tr> </table> <p>※1: 1号及び2号炉共用 ※2: 1号, 2号, 3号及び4号炉共用</p>	施設区分	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設			設備等の区分	核燃料物質取扱設備			設備(建屋)名称	使用済燃料輸送容器※2	維持台数	1基	位置, 構造及び設備		既許認可どおり		機能	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能			性能	使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するよう有意な損傷がない状態であること			維持期間	使用済燃料の構内輸送が完了するまで			・性能維持施設に使用済燃料輸送容器を追記
施設区分	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設																															
設備等の区分	核燃料物質取扱設備																															
設備(建屋)名称	使用済燃料輸送容器※2	維持台数	1基																													
位置, 構造及び設備		既許認可どおり																														
機能	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能																															
性能	使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するよう有意な損傷がない状態であること																															
維持期間	使用済燃料の構内輸送が完了するまで																															

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																																										
42	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (1/8)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (1/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="14">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td colspan="2">低電導度廃液系</td> <td>低電導度廃液収集槽**2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="14">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="14">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ろ過器供給タンク**2</td> <td>ろ過器供給タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ろ過装置**2</td> <td>ろ過装置**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">脱塩器**2</td> <td>脱塩器**2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サンプル槽**2</td> <td>サンプル槽**2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高電導度廃液収集タンク**2</td> <td>高電導度廃液収集タンク**2</td> <td>8基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">濃縮装置**2</td> <td>濃縮装置**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">蒸留水タンク**2</td> <td>蒸留水タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">脱塩器**2</td> <td>脱塩器**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サンプル・タンク**2</td> <td>サンプル・タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貯留槽**2</td> <td>貯留槽**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高電導度廃液系</td> <td>高電導度廃液系</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">高電導度廃液系</td> <td>高電導度廃液系</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">高電導度廃液系</td> <td>高電導度廃液系</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>著しい漏えい又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>著しい漏えい又はその形跡がなく, 廃液濃縮処理が可能であること</p> <p>著しい漏えい又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること</p>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	位置	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系		低電導度廃液収集槽**2	4基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	ろ過器供給タンク**2		ろ過器供給タンク**2	2基	既許認可どおり	ろ過装置**2		ろ過装置**2	3基	既許認可どおり	脱塩器**2		脱塩器**2	4基	既許認可どおり	サンプル槽**2		サンプル槽**2	4基	既許認可どおり	高電導度廃液収集タンク**2		高電導度廃液収集タンク**2	8基	既許認可どおり	濃縮装置**2		濃縮装置**2	3基	既許認可どおり	蒸留水タンク**2		蒸留水タンク**2	2基	既許認可どおり	脱塩器**2		脱塩器**2	2基	既許認可どおり	サンプル・タンク**2		サンプル・タンク**2	2基	既許認可どおり	貯留槽**2		貯留槽**2	3基	既許認可どおり	高電導度廃液系		高電導度廃液系			高電導度廃液系		高電導度廃液系			高電導度廃液系		高電導度廃液系			<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (2/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="14">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td colspan="2">低電導度廃液系</td> <td>低電導度廃液収集槽**2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="14">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="14">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ろ過器供給タンク**2</td> <td>ろ過器供給タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ろ過装置**2</td> <td>ろ過装置**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">脱塩器**2</td> <td>脱塩器**2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サンプル槽**2</td> <td>サンプル槽**2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高電導度廃液収集タンク**2</td> <td>高電導度廃液収集タンク**2</td> <td>8基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">濃縮装置**2</td> <td>濃縮装置**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">蒸留水タンク**2</td> <td>蒸留水タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">脱塩器**2</td> <td>脱塩器**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サンプル・タンク**2</td> <td>サンプル・タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貯留槽**2</td> <td>貯留槽**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高電導度廃液系</td> <td>高電導度廃液系</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">高電導度廃液系</td> <td>高電導度廃液系</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">高電導度廃液系</td> <td>高電導度廃液系</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>内包する物質が漏えいするような亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>廃液濃縮処理が可能であること</p> <p>内包する物質が漏えいするような亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること</p>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	位置	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系		低電導度廃液収集槽**2	4基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	ろ過器供給タンク**2		ろ過器供給タンク**2	2基	既許認可どおり	ろ過装置**2		ろ過装置**2	3基	既許認可どおり	脱塩器**2		脱塩器**2	4基	既許認可どおり	サンプル槽**2		サンプル槽**2	4基	既許認可どおり	高電導度廃液収集タンク**2		高電導度廃液収集タンク**2	8基	既許認可どおり	濃縮装置**2		濃縮装置**2	3基	既許認可どおり	蒸留水タンク**2		蒸留水タンク**2	2基	既許認可どおり	脱塩器**2		脱塩器**2	2基	既許認可どおり	サンプル・タンク**2		サンプル・タンク**2	2基	既許認可どおり	貯留槽**2		貯留槽**2	3基	既許認可どおり	高電導度廃液系		高電導度廃液系			高電導度廃液系		高電導度廃液系			高電導度廃液系		高電導度廃液系			<p>・記載の適正化 (液体廃棄物の廃棄設備の性能の見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																																																																							
		設備(建屋)名称	維持台数	位置																																																																																																																																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系		低電導度廃液収集槽**2	4基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																						
		ろ過器供給タンク**2		ろ過器供給タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		ろ過装置**2		ろ過装置**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		脱塩器**2		脱塩器**2	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		サンプル槽**2		サンプル槽**2	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		高電導度廃液収集タンク**2		高電導度廃液収集タンク**2	8基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		濃縮装置**2		濃縮装置**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		蒸留水タンク**2		蒸留水タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		脱塩器**2		脱塩器**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		サンプル・タンク**2		サンプル・タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		貯留槽**2		貯留槽**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		高電導度廃液系		高電導度廃液系																																																																																																																																																																										
		高電導度廃液系		高電導度廃液系																																																																																																																																																																										
		高電導度廃液系		高電導度廃液系																																																																																																																																																																										
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																																																																							
		設備(建屋)名称	維持台数	位置																																																																																																																																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系		低電導度廃液収集槽**2	4基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																						
		ろ過器供給タンク**2		ろ過器供給タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		ろ過装置**2		ろ過装置**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		脱塩器**2		脱塩器**2	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		サンプル槽**2		サンプル槽**2	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		高電導度廃液収集タンク**2		高電導度廃液収集タンク**2	8基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		濃縮装置**2		濃縮装置**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		蒸留水タンク**2		蒸留水タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		脱塩器**2		脱塩器**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		サンプル・タンク**2		サンプル・タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		貯留槽**2		貯留槽**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																																								
		高電導度廃液系		高電導度廃液系																																																																																																																																																																										
		高電導度廃液系		高電導度廃液系																																																																																																																																																																										
		高電導度廃液系		高電導度廃液系																																																																																																																																																																										

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																								
43	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (2/8)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (2/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="10">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td colspan="3">洗濯廃液系</td> <td rowspan="6">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="6">著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="6">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>収集タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過器**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>蒸留水タンク**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">除染廃液系</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="4">著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="4">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>脱塩器**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サンプル槽**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>除染廃液収集タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">シヤワ・ドレン系</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>シヤワ・ドレン受けタンク**1</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">シヤワ・ドレン系</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>シヤワ・ドレン収集槽**1</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ろ過器**1</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ろ過器**1</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗濯廃液系			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	収集タンク**2	2基	既許認可どおり	ろ過器**2	2基	既許認可どおり	ろ過水タンク**2	1基	既許認可どおり	濃縮装置**2	1基	既許認可どおり	蒸留水タンク**2	1基	既許認可どおり	除染廃液系			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	脱塩器**2	1基	既許認可どおり	サンプル槽**2	3基	既許認可どおり	除染廃液収集タンク**2	2基	既許認可どおり	シヤワ・ドレン系			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	シヤワ・ドレン受けタンク**1	1基	既許認可どおり	シヤワ・ドレン系			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	シヤワ・ドレン収集槽**1	2基	既許認可どおり	ろ過器**1			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	ろ過器**1	2基	既許認可どおり	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (3/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="10">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td colspan="3">洗濯廃液系</td> <td rowspan="6">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="6">内包する物質が漏えいするようない状態であること 廃液濃縮処理が可能であること</td> <td rowspan="6">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>収集タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過器**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>蒸留水タンク**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">除染廃液系</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="4">内包する物質が漏えいするようない状態であること</td> <td rowspan="4">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>脱塩器**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サンプル槽**2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>除染廃液収集タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">シヤワ・ドレン系</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">内包する物質が漏えいするようない状態であること</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>シヤワ・ドレン受けタンク**1</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">シヤワ・ドレン系</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">内包する物質が漏えいするようない状態であること</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>シヤワ・ドレン収集槽**1</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ろ過器**1</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">内包する物質が漏えいするようない状態であること</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ろ過器**1</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗濯廃液系			放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること 廃液濃縮処理が可能であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	収集タンク**2	2基	既許認可どおり	ろ過器**2	2基	既許認可どおり	ろ過水タンク**2	1基	既許認可どおり	濃縮装置**2	1基	既許認可どおり	蒸留水タンク**2	1基	既許認可どおり	除染廃液系			放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	脱塩器**2	1基	既許認可どおり	サンプル槽**2	3基	既許認可どおり	除染廃液収集タンク**2	2基	既許認可どおり	シヤワ・ドレン系			放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	シヤワ・ドレン受けタンク**1	1基	既許認可どおり	シヤワ・ドレン系			放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	シヤワ・ドレン収集槽**1	2基	既許認可どおり	ろ過器**1			放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	ろ過器**1	2基	既許認可どおり	<p>・記載の適正化(液体廃棄物の廃棄設備の性能の見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																																																					
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																																																									
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗濯廃液系			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																					
		収集タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		ろ過器**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		ろ過水タンク**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		濃縮装置**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		蒸留水タンク**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		除染廃液系			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																					
		脱塩器**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		サンプル槽**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		除染廃液収集タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
シヤワ・ドレン系			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																							
シヤワ・ドレン受けタンク**1	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																										
シヤワ・ドレン系			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																							
シヤワ・ドレン収集槽**1	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																										
ろ過器**1			放射性廃棄物処理機能	著しい漏えい又はその形跡がなく,亀裂,変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																							
ろ過器**1	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																										
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																																																					
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																																																									
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗濯廃液系			放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること 廃液濃縮処理が可能であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																					
		収集タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		ろ過器**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		ろ過水タンク**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		濃縮装置**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		蒸留水タンク**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		除染廃液系			放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																					
		脱塩器**2	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		サンプル槽**2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
		除染廃液収集タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																								
シヤワ・ドレン系			放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																							
シヤワ・ドレン受けタンク**1	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																										
シヤワ・ドレン系			放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																							
シヤワ・ドレン収集槽**1	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																										
ろ過器**1			放射性廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																							
ろ過器**1	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																										

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																				
44	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (3/8)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (3/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置, 構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="10">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂槽**2</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="10">放射性廃棄物貯蔵機能 放射線遮蔽機能</td> <td rowspan="10">著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="10">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽**2</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽**1</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク**2</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫**2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> </tr> <tr> <td>固化装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>雑固体廃棄物の固化が可能</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>濃縮洗濯廃液の乾燥が可能</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>雑固体廃棄物の焼却が可能</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	位置, 構造及び設備	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽**2	6基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機能 放射線遮蔽機能	著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽**2	6基	既許認可どおり	復水浄化系沈降分離槽**1	6基	既許認可どおり	濃縮廃液タンク**2	6基	既許認可どおり	濃縮洗濯廃液タンク**2	2基	既許認可どおり	サイトバンカ**2	1基	既許認可どおり	固体廃棄物貯蔵庫**2	1式	既許認可どおり	放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	固化装置**2	1基	既許認可どおり	雑固体廃棄物の固化が可能	乾燥装置**2	1基	既許認可どおり	濃縮洗濯廃液の乾燥が可能	雑固体廃棄物焼却設備**2	1基	既許認可どおり	雑固体廃棄物の焼却が可能	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (4/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置, 構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="10">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂槽**2</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="10">放射性廃棄物貯蔵機能 放射線遮蔽機能</td> <td rowspan="10">内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="10">貯蔵している放射性固体廃棄物の取出し が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽**2</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽**1</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク**2</td> <td>6基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク**2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫**2</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> </tr> <tr> <td>固化装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>雑固体廃棄物の固化が可能</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>濃縮洗濯廃液の乾燥が可能</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備**2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>雑固体廃棄物の焼却が可能</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	位置, 構造及び設備	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽**2	6基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機能 放射線遮蔽機能	内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	貯蔵している放射性固体廃棄物の取出し が完了するまで	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽**2	6基	既許認可どおり	復水浄化系沈降分離槽**1	6基	既許認可どおり	濃縮廃液タンク**2	6基	既許認可どおり	濃縮洗濯廃液タンク**2	2基	既許認可どおり	サイトバンカ**2	1基	既許認可どおり	固体廃棄物貯蔵庫**2	1式	既許認可どおり	放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	固化装置**2	1基	既許認可どおり	雑固体廃棄物の固化が可能	乾燥装置**2	1基	既許認可どおり	濃縮洗濯廃液の乾燥が可能	雑固体廃棄物焼却設備**2	1基	既許認可どおり	雑固体廃棄物の焼却が可能	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能及び性能維持期間の見直し） 性能維持施設に固体廃棄物移送容器を追記
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																	
		設備(建屋)名称	維持台数	位置, 構造及び設備																																																																																																				
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽**2	6基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機能 放射線遮蔽機能	著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																	
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽**2	6基	既許認可どおり																																																																																																				
		復水浄化系沈降分離槽**1	6基	既許認可どおり																																																																																																				
		濃縮廃液タンク**2	6基	既許認可どおり																																																																																																				
		濃縮洗濯廃液タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																				
		サイトバンカ**2	1基	既許認可どおり																																																																																																				
		固体廃棄物貯蔵庫**2	1式	既許認可どおり				放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること																																																																																																
		固化装置**2	1基	既許認可どおり				雑固体廃棄物の固化が可能																																																																																																
		乾燥装置**2	1基	既許認可どおり				濃縮洗濯廃液の乾燥が可能																																																																																																
		雑固体廃棄物焼却設備**2	1基	既許認可どおり				雑固体廃棄物の焼却が可能																																																																																																
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																	
		設備(建屋)名称	維持台数	位置, 構造及び設備																																																																																																				
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽**2	6基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機能 放射線遮蔽機能	内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	貯蔵している放射性固体廃棄物の取出し が完了するまで																																																																																																	
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽**2	6基	既許認可どおり																																																																																																				
		復水浄化系沈降分離槽**1	6基	既許認可どおり																																																																																																				
		濃縮廃液タンク**2	6基	既許認可どおり																																																																																																				
		濃縮洗濯廃液タンク**2	2基	既許認可どおり																																																																																																				
		サイトバンカ**2	1基	既許認可どおり																																																																																																				
		固体廃棄物貯蔵庫**2	1式	既許認可どおり				放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること																																																																																																
		固化装置**2	1基	既許認可どおり				雑固体廃棄物の固化が可能																																																																																																
		乾燥装置**2	1基	既許認可どおり				濃縮洗濯廃液の乾燥が可能																																																																																																
		雑固体廃棄物焼却設備**2	1基	既許認可どおり				雑固体廃棄物の焼却が可能																																																																																																

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																		
45	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (4/8)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (4/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置, 構造及び設備</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射線管理施設</td> <td rowspan="6">屋内管理用の主要な設備</td> <td>出入管理関係設備^{*1}</td> <td>1式</td> <td>・位置: サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, サイトバンカ建屋内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器</td> <td>放射線管理機能</td> <td>身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> <td rowspan="6">関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>試料分析関係設備^{*2}</td> <td>1式</td> <td>・位置: サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, 事務建屋内 ・種類: Ge半導体スペクトロメータ, 液体シンチレーションシステム, α/β線自動測定装置</td> <td></td> <td>放射能測定ができる状態であること</td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋^{*1}内, サイトバンカ建屋^{*2}内及び使用済燃料輸送容器保管建屋^{*2}内)</td> <td>10台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器^{*2}</td> <td>1式</td> <td>・位置: サービス建屋内他 ・種類: 円筒型電離箱(密封式), ³He比例計数管, ZnS(Ag)シンチレーション検出器, シリコン半導体検出器, 大面積端窓形有機GM管</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量, 線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>個人管理用測定設備及び測定機器^{*2}</td> <td>1式</td> <td>・位置: 事務建屋内, サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, 固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器, シリコン半導体検出器</td> <td></td> <td>個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射線計測器の校正設備^{*1}</td> <td>1式</td> <td>・位置: サービス建屋内 ・種類: γ線照射装置</td> <td></td> <td>放射線計測器の校正ができる状態であること</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備 ^{*1}	1式	・位置: サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, サイトバンカ建屋内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器	放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで	試料分析関係設備 ^{*2}	1式	・位置: サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, 事務建屋内 ・種類: Ge半導体スペクトロメータ, 液体シンチレーションシステム, α/β線自動測定装置		放射能測定ができる状態であること	エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋 ^{*1} 内, サイトバンカ建屋 ^{*2} 内及び使用済燃料輸送容器保管建屋 ^{*2} 内)	10台	既許認可どおり		線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射線サーベイ機器 ^{*2}	1式	・位置: サービス建屋内他 ・種類: 円筒型電離箱(密封式), ³ He比例計数管, ZnS(Ag)シンチレーション検出器, シリコン半導体検出器, 大面積端窓形有機GM管	放射線監視機能	線量当量, 線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること	個人管理用測定設備及び測定機器 ^{*2}	1式	・位置: 事務建屋内, サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, 固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器, シリコン半導体検出器		個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること	放射線計測器の校正設備 ^{*1}	1式	・位置: サービス建屋内 ・種類: γ線照射装置		放射線計測器の校正ができる状態であること	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (5/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置, 構造及び設備</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射線管理施設</td> <td rowspan="6">屋内管理用の主要な設備</td> <td>出入管理関係設備^{*1}</td> <td>1式</td> <td>・位置: サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, サイトバンカ建屋内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器</td> <td>放射線管理機能</td> <td>身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> <td rowspan="6">関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>試料分析関係設備^{*2}</td> <td>1式</td> <td>・位置: サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, 事務建屋内 ・種類: Ge半導体スペクトロメータ, 液体シンチレーションシステム, α/β線自動測定装置</td> <td></td> <td>放射能測定ができる状態であること</td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋^{*1}内, サイトバンカ建屋^{*2}内及び使用済燃料輸送容器保管建屋^{*2}内)</td> <td>10台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td>線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器^{*2}</td> <td>1式</td> <td>・位置: サービス建屋内他 ・種類: 円筒型電離箱(密封式), ³He比例計数管, ZnS(Ag)シンチレーション検出器, シリコン半導体検出器, 大面積端窓形有機GM管</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量, 線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>個人管理用測定設備及び測定機器^{*2}</td> <td>1式</td> <td>・位置: 事務建屋内, サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, 固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器, シリコン半導体検出器</td> <td></td> <td>個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射線計測器の校正設備^{*1}</td> <td>1式</td> <td>・位置: サービス建屋内 ・種類: γ線照射装置</td> <td></td> <td>放射線計測器の校正ができる状態であること</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備 ^{*1}	1式	・位置: サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, サイトバンカ建屋内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器	放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで	試料分析関係設備 ^{*2}	1式	・位置: サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, 事務建屋内 ・種類: Ge半導体スペクトロメータ, 液体シンチレーションシステム, α/β線自動測定装置		放射能測定ができる状態であること	エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋 ^{*1} 内, サイトバンカ建屋 ^{*2} 内及び使用済燃料輸送容器保管建屋 ^{*2} 内)	10台	既許認可どおり		線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射線サーベイ機器 ^{*2}	1式	・位置: サービス建屋内他 ・種類: 円筒型電離箱(密封式), ³ He比例計数管, ZnS(Ag)シンチレーション検出器, シリコン半導体検出器, 大面積端窓形有機GM管	放射線監視機能	線量当量, 線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること	個人管理用測定設備及び測定機器 ^{*2}	1式	・位置: 事務建屋内, サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, 固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器, シリコン半導体検出器		個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること	放射線計測器の校正設備 ^{*1}	1式	・位置: サービス建屋内 ・種類: γ線照射装置		放射線計測器の校正ができる状態であること	<p>・記載の適正化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																															
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備 ^{*1}	1式	・位置: サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, サイトバンカ建屋内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器	放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで																																																																															
		試料分析関係設備 ^{*2}	1式	・位置: サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, 事務建屋内 ・種類: Ge半導体スペクトロメータ, 液体シンチレーションシステム, α/β線自動測定装置		放射能測定ができる状態であること																																																																																
		エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋 ^{*1} 内, サイトバンカ建屋 ^{*2} 内及び使用済燃料輸送容器保管建屋 ^{*2} 内)	10台	既許認可どおり		線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること																																																																																
		放射線サーベイ機器 ^{*2}	1式	・位置: サービス建屋内他 ・種類: 円筒型電離箱(密封式), ³ He比例計数管, ZnS(Ag)シンチレーション検出器, シリコン半導体検出器, 大面積端窓形有機GM管	放射線監視機能	線量当量, 線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること																																																																																
		個人管理用測定設備及び測定機器 ^{*2}	1式	・位置: 事務建屋内, サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, 固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器, シリコン半導体検出器		個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること																																																																																
		放射線計測器の校正設備 ^{*1}	1式	・位置: サービス建屋内 ・種類: γ線照射装置		放射線計測器の校正ができる状態であること																																																																																
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																															
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備 ^{*1}	1式	・位置: サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, サイトバンカ建屋内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器	放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで																																																																															
		試料分析関係設備 ^{*2}	1式	・位置: サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, 事務建屋内 ・種類: Ge半導体スペクトロメータ, 液体シンチレーションシステム, α/β線自動測定装置		放射能測定ができる状態であること																																																																																
		エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋 ^{*1} 内, サイトバンカ建屋 ^{*2} 内及び使用済燃料輸送容器保管建屋 ^{*2} 内)	10台	既許認可どおり		線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること																																																																																
		放射線サーベイ機器 ^{*2}	1式	・位置: サービス建屋内他 ・種類: 円筒型電離箱(密封式), ³ He比例計数管, ZnS(Ag)シンチレーション検出器, シリコン半導体検出器, 大面積端窓形有機GM管	放射線監視機能	線量当量, 線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること																																																																																
		個人管理用測定設備及び測定機器 ^{*2}	1式	・位置: 事務建屋内, サービス建屋内, 廃棄物処理建屋内, 固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器, シリコン半導体検出器		個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること																																																																																
		放射線計測器の校正設備 ^{*1}	1式	・位置: サービス建屋内 ・種類: γ線照射装置		放射線計測器の校正ができる状態であること																																																																																

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																										
46	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (5/8)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (5/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>プロセス放射線モニタリング設備</td> <td>廃棄物処理補機冷却水モニタ^{*1}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> <td>放射性廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>液体廃棄物処理系排水モニタ^{*1}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="3">放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ^{*2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>焼却設備排ガスモニタ^{*2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射線物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>サイトバンクカ建屋排気モニタ^{*2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>固定モニタリング設備^{*2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="3">空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射線物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>環境試料測定設備^{*2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>すべての管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>放射能観測車^{*2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>放射能観測設備^{*2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備	廃棄物処理補機冷却水モニタ ^{*1}	1台	既許認可どおり	放射線物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	屋外管理用の主要な設備	放射線モニタリング設備	液体廃棄物処理系排水モニタ ^{*1}	1台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	放射線モニタリング設備	廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ ^{*2}	2台	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	放射線モニタリング設備	焼却設備排ガスモニタ ^{*2}	2台	既許認可どおり	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射線物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること	放射線モニタリング設備	サイトバンクカ建屋排気モニタ ^{*2}	2台	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	放射線モニタリング設備	固定モニタリング設備 ^{*2}	1式	既許認可どおり	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射線物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること	放射線モニタリング設備	環境試料測定設備 ^{*2}	1式	既許認可どおり	すべての管理区域を解除するまで	放射線モニタリング設備	放射能観測車 ^{*2}	1式	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	放射線モニタリング設備	放射能観測設備 ^{*2}	1式	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>プロセス放射線モニタリング設備</td> <td>廃棄物処理補機冷却水モニタ^{*1}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td> <td>放射性廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>液体廃棄物処理系排水モニタ^{*1}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="3">放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ^{*2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>焼却設備排ガスモニタ^{*2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射線物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>サイトバンクカ建屋排気モニタ^{*2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>固定モニタリング設備^{*2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="3">空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射線物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>環境試料測定設備^{*2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>すべての管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>放射能観測車^{*2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング設備</td> <td>放射能観測設備^{*2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備	廃棄物処理補機冷却水モニタ ^{*1}	1台	既許認可どおり	放射線物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで	屋外管理用の主要な設備	放射線モニタリング設備	液体廃棄物処理系排水モニタ ^{*1}	1台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	放射線モニタリング設備	廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ ^{*2}	2台	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	放射線モニタリング設備	焼却設備排ガスモニタ ^{*2}	2台	既許認可どおり	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射線物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること	放射線モニタリング設備	サイトバンクカ建屋排気モニタ ^{*2}	2台	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	放射線モニタリング設備	固定モニタリング設備 ^{*2}	1式	既許認可どおり	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射線物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること	放射線モニタリング設備	環境試料測定設備 ^{*2}	1式	既許認可どおり	すべての管理区域を解除するまで	放射線モニタリング設備	放射能観測車 ^{*2}	1式	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	放射線モニタリング設備	放射能観測設備 ^{*2}	1式	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																							
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																											
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備	廃棄物処理補機冷却水モニタ ^{*1}	1台	既許認可どおり	放射線物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																							
		屋外管理用の主要な設備	放射線モニタリング設備	液体廃棄物処理系排水モニタ ^{*1}	1台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																						
	放射線モニタリング設備		廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ ^{*2}	2台	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																								
	放射線モニタリング設備		焼却設備排ガスモニタ ^{*2}	2台	既許認可どおり	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射線物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること																																																																																																																								
	放射線モニタリング設備	サイトバンクカ建屋排気モニタ ^{*2}	2台	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																									
	放射線モニタリング設備	固定モニタリング設備 ^{*2}	1式	既許認可どおり	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射線物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること																																																																																																																									
	放射線モニタリング設備	環境試料測定設備 ^{*2}	1式	既許認可どおり		すべての管理区域を解除するまで																																																																																																																								
	放射線モニタリング設備	放射能観測車 ^{*2}	1式	既許認可どおり		放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																								
	放射線モニタリング設備	放射能観測設備 ^{*2}	1式	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																									
	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																						
設備(建屋)名称			維持台数																																																																																																																											
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備	廃棄物処理補機冷却水モニタ ^{*1}	1台	既許認可どおり	放射線物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																							
		屋外管理用の主要な設備	放射線モニタリング設備	液体廃棄物処理系排水モニタ ^{*1}	1台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																						
	放射線モニタリング設備		廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ ^{*2}	2台	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																								
	放射線モニタリング設備		焼却設備排ガスモニタ ^{*2}	2台	既許認可どおり	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射線物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること																																																																																																																								
	放射線モニタリング設備	サイトバンクカ建屋排気モニタ ^{*2}	2台	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																									
	放射線モニタリング設備	固定モニタリング設備 ^{*2}	1式	既許認可どおり	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射線物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること																																																																																																																									
	放射線モニタリング設備	環境試料測定設備 ^{*2}	1式	既許認可どおり		すべての管理区域を解除するまで																																																																																																																								
	放射線モニタリング設備	放射能観測車 ^{*2}	1式	既許認可どおり		放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																								
	放射線モニタリング設備	放射能観測設備 ^{*2}	1式	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																									

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																								
47	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/8)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備等の区分</th> <th>位置, 構造及び設備</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td>非常用ディーゼル発電機*2</td> <td>電源供給機能 (ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)</td> <td>性能維持施設 (使用済燃料の冷却のために必要な設備等) へ電源を供給できる状態であること</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋換気空調系</td> <td>換気機能</td> <td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td>各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>ランドリ・センタ換気系</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ランドリ・センタ換気系</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ランドリ・センタ換気系</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ランドリ・センタ換気系</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備等の区分	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	その他原子炉の附属施設	非常用ディーゼル発電機*2	電源供給機能 (ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	性能維持施設 (使用済燃料の冷却のために必要な設備等) へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで	廃棄物処理建屋換気空調系	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	ランドリ・センタ換気系	既許認可どおり			ランドリ・センタ換気系	既許認可どおり			ランドリ・センタ換気系	既許認可どおり			ランドリ・センタ換気系	既許認可どおり			廃棄物処理室換気系	既許認可どおり			廃棄物処理室換気系	既許認可どおり			廃棄物処理室換気系	既許認可どおり			廃棄物処理室換気系	既許認可どおり			<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (7/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備等の区分</th> <th>位置, 構造及び設備</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="1">その他原子炉の附属施設</td> <td>非常用ディーゼル発電機*2</td> <td>電源供給機能 (非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)</td> <td>非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	設備等の区分	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	その他原子炉の附属施設	非常用ディーゼル発電機*2	電源供給機能 (非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで	<p>・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記</p>
設備等の区分	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																								
その他原子炉の附属施設	非常用ディーゼル発電機*2	電源供給機能 (ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	性能維持施設 (使用済燃料の冷却のために必要な設備等) へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで																																																								
	廃棄物処理建屋換気空調系	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで																																																								
	ランドリ・センタ換気系	既許認可どおり																																																										
	ランドリ・センタ換気系	既許認可どおり																																																										
	ランドリ・センタ換気系	既許認可どおり																																																										
	ランドリ・センタ換気系	既許認可どおり																																																										
	廃棄物処理室換気系	既許認可どおり																																																										
	廃棄物処理室換気系	既許認可どおり																																																										
	廃棄物処理室換気系	既許認可どおり																																																										
	廃棄物処理室換気系	既許認可どおり																																																										
設備等の区分	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																								
その他原子炉の附属施設	非常用ディーゼル発電機*2	電源供給機能 (非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで																																																								

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																												
47	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/8) (つづき)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="10">非 常 用 電 源 設 備</td> <td>非常用ディーゼル発電機*2</td> <td>2台</td> <td>既許認可可どおり</td> <td>性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋換気空調系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ランドリ・センタ換気系 給気ファン*1</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> <td rowspan="10">換気機能</td> <td rowspan="10">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="10">各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>ランドリ・センタ換気系 排気ファン*1</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>ランドリ・センタ換気系 給気ファン*1</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>ランドリ・センタ換気系 排気ファン*1</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 給気ファン*1</td> <td>2台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 排気ファン*1</td> <td>2台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 給気ファン*1</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 排気ファン*1</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋換気空調系 排気筒*2</td> <td>1基</td> <td>既許認可可どおり</td> <td>排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他原子炉の附属施設	非 常 用 電 源 設 備	非常用ディーゼル発電機*2	2台	既許認可可どおり	性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで	廃棄物処理建屋換気空調系						ランドリ・センタ換気系 給気ファン*1	1台	既許認可可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	ランドリ・センタ換気系 排気ファン*1	1台	既許認可可どおり	ランドリ・センタ換気系 給気ファン*1	1台	既許認可可どおり	ランドリ・センタ換気系 排気ファン*1	1台	既許認可可どおり	廃棄物処理室換気系 給気ファン*1	2台	既許認可可どおり	廃棄物処理室換気系 排気ファン*1	2台	既許認可可どおり	廃棄物処理室換気系 給気ファン*1	1台	既許認可可どおり	廃棄物処理室換気系 排気ファン*1	1台	既許認可可どおり	廃棄物処理建屋換気空調系 排気筒*2	1基	既許認可可どおり	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (8/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="10">非 常 用 電 源 設 備</td> <td>非常用ディーゼル発電機*2</td> <td>2台</td> <td>既許認可可どおり</td> <td>性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋換気空調系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ランドリ・センタ換気系 給気ファン*1</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> <td rowspan="10">換気機能</td> <td rowspan="10">放射線障害を防止するため必要な換気ができる状態であること</td> <td rowspan="10">各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>ランドリ・センタ換気系 排気ファン*1</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>ランドリ・センタ換気系 給気ファン*1</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>ランドリ・センタ換気系 排気ファン*1</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 給気ファン*1</td> <td>2台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 排気ファン*1</td> <td>2台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 給気ファン*1</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 排気ファン*1</td> <td>1台</td> <td>既許認可可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋換気空調系 排気筒*2</td> <td>1基</td> <td>既許認可可どおり</td> <td>排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他原子炉の附属施設	非 常 用 電 源 設 備	非常用ディーゼル発電機*2	2台	既許認可可どおり	性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで	廃棄物処理建屋換気空調系						ランドリ・センタ換気系 給気ファン*1	1台	既許認可可どおり	換気機能	放射線障害を防止するため必要な換気ができる状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	ランドリ・センタ換気系 排気ファン*1	1台	既許認可可どおり	ランドリ・センタ換気系 給気ファン*1	1台	既許認可可どおり	ランドリ・センタ換気系 排気ファン*1	1台	既許認可可どおり	廃棄物処理室換気系 給気ファン*1	2台	既許認可可どおり	廃棄物処理室換気系 排気ファン*1	2台	既許認可可どおり	廃棄物処理室換気系 給気ファン*1	1台	既許認可可どおり	廃棄物処理室換気系 排気ファン*1	1台	既許認可可どおり	廃棄物処理建屋換気空調系 排気筒*2	1基	既許認可可どおり	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	<p>・記載の適正化(換気空調系の性能について, フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																																																						
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																													
その他原子炉の附属施設	非 常 用 電 源 設 備	非常用ディーゼル発電機*2	2台	既許認可可どおり	性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																										
		廃棄物処理建屋換気空調系																																																																																																														
		ランドリ・センタ換気系 給気ファン*1	1台	既許認可可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで																																																																																																									
		ランドリ・センタ換気系 排気ファン*1	1台	既許認可可どおり																																																																																																												
		ランドリ・センタ換気系 給気ファン*1	1台	既許認可可どおり																																																																																																												
		ランドリ・センタ換気系 排気ファン*1	1台	既許認可可どおり																																																																																																												
		廃棄物処理室換気系 給気ファン*1	2台	既許認可可どおり																																																																																																												
		廃棄物処理室換気系 排気ファン*1	2台	既許認可可どおり																																																																																																												
		廃棄物処理室換気系 給気ファン*1	1台	既許認可可どおり																																																																																																												
		廃棄物処理室換気系 排気ファン*1	1台	既許認可可どおり																																																																																																												
廃棄物処理建屋換気空調系 排気筒*2	1基	既許認可可どおり	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																												
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能				性能	維持期間																																																																																																							
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																													
その他原子炉の附属施設	非 常 用 電 源 設 備	非常用ディーゼル発電機*2	2台	既許認可可どおり	性能維持施設(使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																										
		廃棄物処理建屋換気空調系																																																																																																														
		ランドリ・センタ換気系 給気ファン*1	1台	既許認可可どおり	換気機能	放射線障害を防止するため必要な換気ができる状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで																																																																																																									
		ランドリ・センタ換気系 排気ファン*1	1台	既許認可可どおり																																																																																																												
		ランドリ・センタ換気系 給気ファン*1	1台	既許認可可どおり																																																																																																												
		ランドリ・センタ換気系 排気ファン*1	1台	既許認可可どおり																																																																																																												
		廃棄物処理室換気系 給気ファン*1	2台	既許認可可どおり																																																																																																												
		廃棄物処理室換気系 排気ファン*1	2台	既許認可可どおり																																																																																																												
		廃棄物処理室換気系 給気ファン*1	1台	既許認可可どおり																																																																																																												
		廃棄物処理室換気系 排気ファン*1	1台	既許認可可どおり																																																																																																												
廃棄物処理建屋換気空調系 排気筒*2	1基	既許認可可どおり	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																												

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																												
48	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (7/8)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="10">その他の主要な事項</td> <td rowspan="10">使用済燃料輸送容器(キャスク)保管建屋^{**2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="10">放射線物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td rowspan="10">各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>コントロール建屋^{*1}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サービス建屋^{*1}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋^{*1}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ建屋^{**2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気ファン^{**2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>排気ファン^{**2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気フィルタ^{**2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり ・位置: サイトバンカ建屋内 ・種類: バグタイプフィルタ</td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ^{**2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり ・位置: サイトバンカ建屋内 ・種類: バグタイプフィルタ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他主要施設</td> <td colspan="2">サイトバンカ建屋換気空調系</td> <td>換気機能</td> <td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	使用済燃料輸送容器(キャスク)保管建屋 ^{**2}	1式	既許認可どおり	放射線物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	コントロール建屋 ^{*1}	1式	既許認可どおり	サービス建屋 ^{*1}	1式	既許認可どおり	廃棄物処理建屋 ^{*1}	1式	既許認可どおり	サイトバンカ建屋 ^{**2}	1式	既許認可どおり	給気ファン ^{**2}	1台	既許認可どおり	排気ファン ^{**2}	2台	既許認可どおり	給気フィルタ ^{**2}	1台	既許認可どおり ・位置: サイトバンカ建屋内 ・種類: バグタイプフィルタ	排気フィルタ ^{**2}	2台	既許認可どおり ・位置: サイトバンカ建屋内 ・種類: バグタイプフィルタ	その他主要施設		サイトバンカ建屋換気空調系		換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (9/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="10">その他の主要な事項</td> <td rowspan="10">使用済燃料輸送容器(キャスク)保管建屋^{**2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="10">放射線物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> <td rowspan="10">各建屋の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>コントロール建屋^{*1}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サービス建屋^{*1}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋^{*1}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ建屋^{**2}</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気ファン^{**2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>排気ファン^{**2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>給気フィルタ^{**2}</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり ・位置: サイトバンカ建屋内 ・種類: バグタイプフィルタ</td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ^{**2}</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり ・位置: サイトバンカ建屋内 ・種類: バグタイプフィルタ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他主要施設</td> <td colspan="2">サイトバンカ建屋換気空調系</td> <td>換気機能</td> <td>放射線物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	使用済燃料輸送容器(キャスク)保管建屋 ^{**2}	1式	既許認可どおり	放射線物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	コントロール建屋 ^{*1}	1式	既許認可どおり	サービス建屋 ^{*1}	1式	既許認可どおり	廃棄物処理建屋 ^{*1}	1式	既許認可どおり	サイトバンカ建屋 ^{**2}	1式	既許認可どおり	給気ファン ^{**2}	1台	既許認可どおり	排気ファン ^{**2}	2台	既許認可どおり	給気フィルタ ^{**2}	1台	既許認可どおり ・位置: サイトバンカ建屋内 ・種類: バグタイプフィルタ	排気フィルタ ^{**2}	2台	既許認可どおり ・位置: サイトバンカ建屋内 ・種類: バグタイプフィルタ	その他主要施設		サイトバンカ建屋換気空調系		換気機能	放射線物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	<p>・記載の適正化 (換気空調系の性能について, フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																																						
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																													
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	使用済燃料輸送容器(キャスク)保管建屋 ^{**2}	1式	既許認可どおり	放射線物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで																																																																																										
			コントロール建屋 ^{*1}	1式			既許認可どおり																																																																																									
			サービス建屋 ^{*1}	1式			既許認可どおり																																																																																									
			廃棄物処理建屋 ^{*1}	1式			既許認可どおり																																																																																									
			サイトバンカ建屋 ^{**2}	1式			既許認可どおり																																																																																									
			給気ファン ^{**2}	1台			既許認可どおり																																																																																									
			排気ファン ^{**2}	2台			既許認可どおり																																																																																									
			給気フィルタ ^{**2}	1台			既許認可どおり ・位置: サイトバンカ建屋内 ・種類: バグタイプフィルタ																																																																																									
			排気フィルタ ^{**2}	2台			既許認可どおり ・位置: サイトバンカ建屋内 ・種類: バグタイプフィルタ																																																																																									
			その他主要施設				サイトバンカ建屋換気空調系		換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること																																																																																						
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																										
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																													
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	使用済燃料輸送容器(キャスク)保管建屋 ^{**2}	1式	既許認可どおり	放射線物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで																																																																																										
			コントロール建屋 ^{*1}	1式			既許認可どおり																																																																																									
			サービス建屋 ^{*1}	1式			既許認可どおり																																																																																									
			廃棄物処理建屋 ^{*1}	1式			既許認可どおり																																																																																									
			サイトバンカ建屋 ^{**2}	1式			既許認可どおり																																																																																									
			給気ファン ^{**2}	1台			既許認可どおり																																																																																									
			排気ファン ^{**2}	2台			既許認可どおり																																																																																									
			給気フィルタ ^{**2}	1台			既許認可どおり ・位置: サイトバンカ建屋内 ・種類: バグタイプフィルタ																																																																																									
			排気フィルタ ^{**2}	2台			既許認可どおり ・位置: サイトバンカ建屋内 ・種類: バグタイプフィルタ																																																																																									
			その他主要施設				サイトバンカ建屋換気空調系		換気機能	放射線物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること																																																																																						

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																		
49	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (8/8)	第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (8/8) <table border="1" data-bbox="655 285 970 1793"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">発電所補助系</td> <td>消火栓設備*2</td> <td rowspan="2">1式</td> <td rowspan="2"> 位置: 原子炉建屋内他 種類: 屋内消火栓設備, 屋外消火栓設備 </td> <td rowspan="2">消火栓から放水できる状態であること</td> <td rowspan="2">各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>消火系</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他主要施設	発電所補助系	消火栓設備*2	1式	位置: 原子炉建屋内他 種類: 屋内消火栓設備, 屋外消火栓設備	消火栓から放水できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで	消火系	第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (10/10) <table border="1" data-bbox="1537 285 1852 1793"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">発電所補助系</td> <td>消火栓設備*2</td> <td rowspan="2">1式</td> <td rowspan="2"> 位置: 原子炉建屋内他 種類: 屋内消火栓設備, 屋外消火栓設備 </td> <td rowspan="2">消火栓から放水できる状態であること</td> <td rowspan="2">各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>消火系</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他主要施設	発電所補助系	消火栓設備*2	1式	位置: 原子炉建屋内他 種類: 屋内消火栓設備, 屋外消火栓設備	消火栓から放水できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで	消火系	・記載の適正化
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備			機能	性能				維持期間																												
		設備(建屋)名称	維持台数																																			
その他主要施設	発電所補助系	消火栓設備*2	1式	位置: 原子炉建屋内他 種類: 屋内消火栓設備, 屋外消火栓設備	消火栓から放水できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで																																
		消火系																																				
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備		機能	性能	維持期間																																
		設備(建屋)名称	維持台数																																			
その他主要施設	発電所補助系	消火栓設備*2	1式	位置: 原子炉建屋内他 種類: 屋内消火栓設備, 屋外消火栓設備	消火栓から放水できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで																																
		消火系																																				

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																				
	六 第6-3表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷(1/4)	(新規)	<p style="text-align: center;"><u>第6-3表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の 負荷(1/4)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>1号炉 負荷名称</u></th> <th style="text-align: center;"><u>負荷容量 [kW]</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>61.2</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>77.8</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系 第一中間ループ循環ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>122.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>283.4</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>227.8</u></td> </tr> <tr> <td><u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>322.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>144.5</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>275.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>1・2号ページング装置電源</u></td> <td style="text-align: center;"><u>17.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用照明(片系)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>111.2</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V充電器 1A</u></td> <td style="text-align: center;"><u>87.6</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V充電器 1B</u></td> <td style="text-align: center;"><u>35.5</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラントバイタル CVCF</u></td> <td style="text-align: center;"><u>36.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 1A</u></td> <td style="text-align: center;"><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 1B</u></td> <td style="text-align: center;"><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>計測用主変圧器</u></td> <td style="text-align: center;"><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,925.8</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>1号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>	<u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>61.2</u>	<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>77.8</u>	<u>原子炉補機冷却系 第一中間ループ循環ポンプ</u>	<u>122.3</u>	<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>283.4</u>	<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>227.8</u>	<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>144.5</u>	<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>275.3</u>	<u>1・2号ページング装置電源</u>	<u>17.0</u>	<u>非常用照明(片系)</u>	<u>111.2</u>	<u>125V充電器 1A</u>	<u>87.6</u>	<u>125V充電器 1B</u>	<u>35.5</u>	<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>36.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 1A</u>	<u>41.3</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 1B</u>	<u>41.3</u>	<u>計測用主変圧器</u>	<u>41.3</u>	<u>合計</u>	<u>1,925.8</u>	・非常用ディーゼル発 電機の号炉間融通に関 する設計方針等の追記
<u>1号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>																																							
<u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>61.2</u>																																							
<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>77.8</u>																																							
<u>原子炉補機冷却系 第一中間ループ循環ポンプ</u>	<u>122.3</u>																																							
<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>283.4</u>																																							
<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>227.8</u>																																							
<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>																																							
<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>144.5</u>																																							
<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>275.3</u>																																							
<u>1・2号ページング装置電源</u>	<u>17.0</u>																																							
<u>非常用照明(片系)</u>	<u>111.2</u>																																							
<u>125V充電器 1A</u>	<u>87.6</u>																																							
<u>125V充電器 1B</u>	<u>35.5</u>																																							
<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>36.0</u>																																							
<u>中央制御室計測用変圧器 1A</u>	<u>41.3</u>																																							
<u>中央制御室計測用変圧器 1B</u>	<u>41.3</u>																																							
<u>計測用主変圧器</u>	<u>41.3</u>																																							
<u>合計</u>	<u>1,925.8</u>																																							

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																		
	六 第6-3表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷(2/4)	(新規)	<p style="text-align: center;"><u>第6-3表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の 負荷(2/4)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>2号炉 負荷名称</u></th> <th style="text-align: center;"><u>負荷容量 [kW]</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>26.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>88.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>351.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>386.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>316.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>129.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>199.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>1・2号 PHS リモート装置電源</u></td> <td style="text-align: center;"><u>22.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用照明(片系)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>80.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V 充電器 2A</u></td> <td style="text-align: center;"><u>99.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V 充電器 2B</u></td> <td style="text-align: center;"><u>48.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラントバイタル CVCF</u></td> <td style="text-align: center;"><u>38.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 2A</u></td> <td style="text-align: center;"><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 2B</u></td> <td style="text-align: center;"><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>計測用主変圧器</u></td> <td style="text-align: center;"><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,944.0</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>2号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>	<u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>26.0</u>	<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>88.0</u>	<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>351.0</u>	<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>386.0</u>	<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>316.0</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>129.0</u>	<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>199.0</u>	<u>1・2号 PHS リモート装置電源</u>	<u>22.0</u>	<u>非常用照明(片系)</u>	<u>80.0</u>	<u>125V 充電器 2A</u>	<u>99.0</u>	<u>125V 充電器 2B</u>	<u>48.0</u>	<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>38.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 2A</u>	<u>54.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 2B</u>	<u>54.0</u>	<u>計測用主変圧器</u>	<u>54.0</u>	<u>合計</u>	<u>1,944.0</u>	・非常用ディーゼル発 電機の号炉間融通に関 する設計方針等の追記
<u>2号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>																																					
<u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>26.0</u>																																					
<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>88.0</u>																																					
<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>351.0</u>																																					
<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>386.0</u>																																					
<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>316.0</u>																																					
<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>129.0</u>																																					
<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>199.0</u>																																					
<u>1・2号 PHS リモート装置電源</u>	<u>22.0</u>																																					
<u>非常用照明(片系)</u>	<u>80.0</u>																																					
<u>125V 充電器 2A</u>	<u>99.0</u>																																					
<u>125V 充電器 2B</u>	<u>48.0</u>																																					
<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>38.0</u>																																					
<u>中央制御室計測用変圧器 2A</u>	<u>54.0</u>																																					
<u>中央制御室計測用変圧器 2B</u>	<u>54.0</u>																																					
<u>計測用主変圧器</u>	<u>54.0</u>																																					
<u>合計</u>	<u>1,944.0</u>																																					

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																						
	六 第6-3表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷(3/4)	(新規)	<p style="text-align: center;"><u>第6-3表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の 負荷(3/4)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>3号炉 負荷名称</u></th> <th style="text-align: center;"><u>負荷容量 [kW]</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>16.7</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>77.8</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>421.1</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>322.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>322.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>116.7</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>379.9</u></td> </tr> <tr> <td><u>FPC ポンプ室空調機</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8.4</u></td> </tr> <tr> <td><u>3・4号ページング装置電源</u></td> <td style="text-align: center;"><u>24.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>3・4号PHS リモート装置電源</u></td> <td style="text-align: center;"><u>22.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用照明(片系)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>111.2</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V 充電器 3A</u></td> <td style="text-align: center;"><u>90.7</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V 充電器 3B</u></td> <td style="text-align: center;"><u>40.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラントバイタル CVCF</u></td> <td style="text-align: center;"><u>34.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 3A</u></td> <td style="text-align: center;"><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 3B</u></td> <td style="text-align: center;"><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>計測用主変圧器</u></td> <td style="text-align: center;"><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,111.0</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>3号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>	<u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>16.7</u>	<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>77.8</u>	<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>421.1</u>	<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>	<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>116.7</u>	<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>379.9</u>	<u>FPC ポンプ室空調機</u>	<u>8.4</u>	<u>3・4号ページング装置電源</u>	<u>24.0</u>	<u>3・4号PHS リモート装置電源</u>	<u>22.0</u>	<u>非常用照明(片系)</u>	<u>111.2</u>	<u>125V 充電器 3A</u>	<u>90.7</u>	<u>125V 充電器 3B</u>	<u>40.0</u>	<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>34.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 3A</u>	<u>41.3</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 3B</u>	<u>41.3</u>	<u>計測用主変圧器</u>	<u>41.3</u>	<u>合計</u>	<u>2,111.0</u>	・非常用ディーゼル発 電機の号炉間融通に関 する設計方針等の追記
<u>3号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>																																									
<u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>16.7</u>																																									
<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>77.8</u>																																									
<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>421.1</u>																																									
<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>																																									
<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>																																									
<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>116.7</u>																																									
<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>379.9</u>																																									
<u>FPC ポンプ室空調機</u>	<u>8.4</u>																																									
<u>3・4号ページング装置電源</u>	<u>24.0</u>																																									
<u>3・4号PHS リモート装置電源</u>	<u>22.0</u>																																									
<u>非常用照明(片系)</u>	<u>111.2</u>																																									
<u>125V 充電器 3A</u>	<u>90.7</u>																																									
<u>125V 充電器 3B</u>	<u>40.0</u>																																									
<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>34.0</u>																																									
<u>中央制御室計測用変圧器 3A</u>	<u>41.3</u>																																									
<u>中央制御室計測用変圧器 3B</u>	<u>41.3</u>																																									
<u>計測用主変圧器</u>	<u>41.3</u>																																									
<u>合計</u>	<u>2,111.0</u>																																									

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																		
	六 第6-3表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷(4/4)	(新規)	<p data-bbox="1486 264 2356 338"><u>第6-3表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の 負荷(4/4)</u></p> <table border="1" data-bbox="1584 380 2258 1472"> <thead> <tr> <th data-bbox="1584 380 2080 453"><u>4号炉 負荷名称</u></th> <th data-bbox="2080 380 2258 453"><u>負荷容量 [kW]</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1584 453 2080 527"><u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u></td> <td data-bbox="2080 453 2258 527"><u>18.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 527 2080 621"><u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u></td> <td data-bbox="2080 527 2258 621"><u>88.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 621 2080 695"><u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u></td> <td data-bbox="2080 621 2258 695"><u>410.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 695 2080 768"><u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u></td> <td data-bbox="2080 695 2258 768"><u>410.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 768 2080 842"><u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u></td> <td data-bbox="2080 768 2258 842"><u>293.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 842 2080 936"><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u></td> <td data-bbox="2080 842 2258 936"><u>155.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 936 2080 1010"><u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u></td> <td data-bbox="2080 936 2258 1010"><u>259.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1010 2080 1062"><u>FPC ポンプ室空調機</u></td> <td data-bbox="2080 1010 2258 1062"><u>0.9</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1062 2080 1115"><u>非常用照明(片系)</u></td> <td data-bbox="2080 1062 2258 1115"><u>117.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1115 2080 1167"><u>125V 充電器 4A</u></td> <td data-bbox="2080 1115 2258 1167"><u>99.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1167 2080 1220"><u>125V 充電器 4B</u></td> <td data-bbox="2080 1167 2258 1220"><u>48.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1220 2080 1272"><u>プラントバイタル CVCF</u></td> <td data-bbox="2080 1220 2258 1272"><u>45.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1272 2080 1325"><u>中央制御室計測用変圧器 4A</u></td> <td data-bbox="2080 1272 2258 1325"><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1325 2080 1377"><u>中央制御室計測用変圧器 4B</u></td> <td data-bbox="2080 1325 2258 1377"><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1377 2080 1430"><u>計測用主変圧器</u></td> <td data-bbox="2080 1377 2258 1430"><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1430 2080 1472"><u>合計</u></td> <td data-bbox="2080 1430 2258 1472"><u>2,104.9</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>4号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>	<u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>18.0</u>	<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>88.0</u>	<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>410.0</u>	<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>410.0</u>	<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>293.0</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>155.0</u>	<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>259.0</u>	<u>FPC ポンプ室空調機</u>	<u>0.9</u>	<u>非常用照明(片系)</u>	<u>117.0</u>	<u>125V 充電器 4A</u>	<u>99.0</u>	<u>125V 充電器 4B</u>	<u>48.0</u>	<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>45.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 4A</u>	<u>54.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 4B</u>	<u>54.0</u>	<u>計測用主変圧器</u>	<u>54.0</u>	<u>合計</u>	<u>2,104.9</u>	<ul data-bbox="2392 264 2703 390" style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記
<u>4号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>																																					
<u>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>18.0</u>																																					
<u>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</u>	<u>88.0</u>																																					
<u>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>410.0</u>																																					
<u>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</u>	<u>410.0</u>																																					
<u>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</u>	<u>293.0</u>																																					
<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</u>	<u>155.0</u>																																					
<u>中央制御室換気空調系 (空気調和機など)</u>	<u>259.0</u>																																					
<u>FPC ポンプ室空調機</u>	<u>0.9</u>																																					
<u>非常用照明(片系)</u>	<u>117.0</u>																																					
<u>125V 充電器 4A</u>	<u>99.0</u>																																					
<u>125V 充電器 4B</u>	<u>48.0</u>																																					
<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>45.0</u>																																					
<u>中央制御室計測用変圧器 4A</u>	<u>54.0</u>																																					
<u>中央制御室計測用変圧器 4B</u>	<u>54.0</u>																																					
<u>計測用主変圧器</u>	<u>54.0</u>																																					
<u>合計</u>	<u>2,104.9</u>																																					

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
	<p>六 第6-1図 非常用ディーゼル発電機から各号炉へ電源を供給する際の電路</p>	<p>(新規)</p>	<p>The diagram illustrates the power supply circuit for reactors 1, 2, 3, and 4 from emergency diesel generators. At the top, a 66kV busbar is connected to four starting transformers: 1SA (for reactors 1 and 2), 1SB (for reactors 1 and 2), 3SA (for reactors 3 and 4), and 3SB (for reactors 3 and 4). These transformers feed into common 6.9kV busbars: 1SA-2母線 (shared by reactors 1 and 2), 1SB-2母線 (shared by reactors 1 and 2), 3SA-2母線 (shared by reactors 3 and 4), and 3SB-2母線 (shared by reactors 3 and 4). These common busbars then supply individual reactor emergency busbars: 1号炉非常用高压母線 (6.9kV 1C母線 and 1D母線), 2号炉非常用高压母線 (6.9kV 2C母線 and 2D母線), 3号炉非常用高压母線 (6.9kV 3C母線 and 3D母線), and 4号炉非常用高压母線 (6.9kV 4C母線 and 4D母線). Each reactor emergency busbar is connected to its respective emergency diesel generator (D/G) through a 2-busbar system (e.g., 1SA-2母線 and 1SB-2母線 for reactor 1).</p>	<p>・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記</p>

第6-1図 非常用ディーゼル発電機から各号炉へ電源を供給する際の電路

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
51	八 2. 核燃料物質の管理	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵中の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵する。</p> <p><u>1号、3号及び4号炉原子炉建屋（家）原子炉棟内へ運搬し、一時的に同建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）（1号、2号、3号及び4号炉共用）に貯蔵する場合は、必要に応じて廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u>2号炉原子炉建屋内における使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設で行うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱、臨界防止、冷却浄化等の機能及び性能を有する設備を維持管理する。<u>1号、3号及び4号炉原子炉建屋（家）原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）（1号、2号、3号及び4号炉共用）に運搬した使用済燃料は、各号炉にて管理を行う。</u></p> <p>また、2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）にて管理している使用済燃料の全てを搬出した場合は、2号炉のすべての使用済燃料は2号炉の廃止措置対象施設から搬出されたものとする。なお、廃止措置に万全を期すため、将来廃止措置のために導入する予定の使用済燃料乾式貯蔵施設については、導入する前に廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵中の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵する。</p> <p>2号炉原子炉建屋内における使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設で行うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱、臨界防止、冷却浄化等の機能及び性能を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）にて管理している使用済燃料の全てを搬出した場合は、2号炉のすべての使用済燃料は2号炉の廃止措置対象施設から搬出されたものとする。なお、廃止措置に万全を期すため、将来廃止措置のために導入する予定の使用済燃料乾式貯蔵施設については、導入する前に廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>・号炉間輸送の記載を削除（解体工事準備期間中には号炉間輸送を計画していないことを明確化）</p>

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
52 53	八 3. 核燃料物質の譲渡し	<p>3. 核燃料物質の譲渡し</p> <p>使用済燃料は、2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から<u>直接、又は1号、3号及び4号炉原子炉建屋（家）原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）（1号、2号、3号及び4号炉共用）を經由し</u>、使用済燃料輸送容器を使用して、廃止措置終了までに再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲り渡す。</p> <p>新燃料は、原子炉本体等解体撤去期間の開始までに加工施設等へ全量搬出し、加工事業者等に譲り渡す。なお、2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している新燃料は、加工施設等の受入基準を満足するように、必要に応じて気中で燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体形状への再組立てを行う等の措置を講じる。その後、必要に応じて新燃料貯蔵庫に一時的に貯蔵し、譲り渡す。新燃料の除染作業に当たっては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体のみ、かつその1体分の燃料棒のみに限定し、臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱機能、臨界防止機能及び燃料落下防止機能並びにこれらの性能を有する設備を維持管理する。また、使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令及び関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>3. 核燃料物質の譲渡し</p> <p>使用済燃料は、2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から</p> <p style="text-align: right;">使用済燃料輸送</p> <p>容器を使用して、廃止措置終了までに再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲り渡す。</p> <p>新燃料は、原子炉本体等解体撤去期間の開始までに加工施設等へ全量搬出し、加工事業者等^{※1}に譲り渡す。なお、2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している新燃料は、加工施設等の受入基準を満足するように、必要に応じて気中で燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体形状への再組立てを行う等の措置を講じる。その後、必要に応じて新燃料貯蔵庫に一時的に貯蔵し、譲り渡す。新燃料の除染作業に当たっては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体のみ、かつその1体分の燃料棒のみに限定し、臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱機能、臨界防止機能及び燃料落下防止機能並びにこれらの性能を有する設備を維持管理する。また、使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令及び関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p> <p><u>※1：加工事業者等とは、国内の加工事業者のほか、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の加工事業者を示す。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・号炉間輸送の記載を削除（解体工事準備期間中には号炉間輸送を計画していないことを明確化） ・加工事業者等の「等」を明確化

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
63	十 2.1.2. 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量	<p>2.1.2. 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中に2号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。</p> <p>解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続すること、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能及び性能を有する設備を維持管理すること、</p> <p>2号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少を考慮した放出管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。</p>	<p>2.1.2. 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中に2号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。</p> <p>解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続すること、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能及び性能を有する設備を維持管理すること、<u>放射性液体廃棄物中の核種構成については、原子炉停止後の減衰を考慮し、短半減期核種を除外した核種構成とすること</u>、2号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少を考慮した放出管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。</p>	<p>理由</p> <p>・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</p>

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
70	十 第10-2表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値	<p>第10-2表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="552 394 1439 520"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 394 1101 443">項目</th> <th data-bbox="1101 394 1439 443">放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 443 1101 520">放射性液体廃棄物 (³Hを除く。)</td> <td data-bbox="1101 443 1439 520"><u>1.4×10⁹</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 ^{※1}	放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.4×10⁹</u>	<p>第10-2表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="1498 394 2386 520"> <thead> <tr> <th data-bbox="1498 394 2047 443">項目</th> <th data-bbox="2047 394 2386 443">放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1498 443 2047 520">放射性液体廃棄物 (³Hを除く。)</td> <td data-bbox="2047 443 2386 520"><u>1.2×10⁹</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 ^{※1}	放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.2×10⁹</u>	<p>・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</p>
項目	放出管理目標値 ^{※1}											
放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.4×10⁹</u>											
項目	放出管理目標値 ^{※1}											
放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.2×10⁹</u>											

頁	補正箇所	補正前	理由
74	十 第10-2 図 解体工 事準備期 間の放射 性液体廃 棄物の処 理処分フ ロー	<p>第10-2図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー</p>	・記載の適正化

頁	補正箇所	補正後	理由
74	十 第10-2 図 解体工 事準備期 間の放射 性液体廃 棄物の処 理処分フ ロー	<p>第10-2図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー</p>	・記載の適正化

頁	補正箇所	補正前	理由
75	十 第10-3 図 解体工 事準備期 間の放射 性固体廃 棄物の処 理フロー (1/2)	<p>1号炉 (原子炉建家原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>2号炉 (原子炉建屋原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>使用済樹脂系 1号炉 (タービン建家) 復水浄化系 受けタンク (復水浄化系脱塩装置) ※1</p> <p>2号炉 (タービン建屋) 復水浄化系 受けタンク 復水浄化系 受けタンク</p> <p>(1号及び2号炉廃棄物処理建屋) 洗濯廃液系 (第8-2図) 洗濯廃液系濃縮装置から 濃縮洗濯廃液タンク → 乾燥装置 → 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>濃縮廃液系 原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 (第8-2図) 低電導度廃液系ろ過装置から 濃縮廃液タンク → 3号及び4号炉廃棄物処理建屋</p> <p>復水浄化系沈降分離槽</p> <p>(第8-2図) 低電導度廃液系脱塩器から (第8-2図) 洗濯廃液系脱塩器から 使用済樹脂槽 (※1) 復水浄化系脱塩装置から</p> <p>1号, 2号, 3号及び4号炉共用 1号及び2号炉共用 建家(屋)区分</p>	・記載の適正化

第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー (1/2)

頁	補正箇所	補正後	理由
75	十 第10-3 図 解体工 事準備期 間の放射 性固体廃 棄物の処 理フロー (1/2)	<p>1号炉 (原子炉建家原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>2号炉 (原子炉建屋原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>使用済樹脂系 1号炉 (タービン建家) 復水浄化系 受けタンク (復水浄化系脱塩装置) ※1</p> <p>2号炉 (タービン建屋) 復水浄化系 受けタンク 復水浄化系 受けタンク</p> <p>(1号及び2号炉廃棄物処理建屋) 洗濯廃液系 (第10-2図) 洗濯廃液系濃縮装置から 濃縮洗濯廃液タンク → 乾燥装置 → 固体廃棄物貯蔵庫 濃縮廃液系 原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 (第10-2図) 低電導度廃液系ろ過装置から 濃縮廃液タンク → 3号及び4号炉廃棄物処理建屋 復水浄化系沈降分離槽 (第10-2図) 低電導度廃液系脱塩器から (第10-2図) 洗濯廃液系脱塩器から 使用済樹脂槽 (※1) 復水浄化系脱塩装置から</p> <p>1号, 2号, 3号及び4号炉共用 (赤点線) 1号及び2号炉共用 (青点線) 建家(屋)区分 (黒点線)</p>	・記載の適正化

第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー (1/2)

頁	補正箇所	補正前	理由
76	十 第10-3 図 解体工 事準備期 間の放射 性固体廃 棄物の処 理フロー (2/2)	<p> (3号及び4号炉廃棄物処理建屋) 濃縮廃液系 (高電導度廃液系濃縮装置から) → 濃縮廃液タンク → 固化装置 → 固体廃棄物貯蔵庫 原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 濃縮廃液系 (低電導度廃液系ろ過装置から) 復水浄化系沈降分離槽 使用済樹脂槽 (低電導度廃液系脱塩器から、高電導度廃液系脱塩器から) 1号、2号、3号及び4号炉共用 3号及び4号炉共用 建家(屋)区分 </p> <p> 雑固体廃棄物焼却設備 → 固体廃棄物貯蔵庫 雑固体廃棄物 → 減容装置 → 固型化処理(モルタル充填) → 固体廃棄物貯蔵庫 </p>	・記載の適正化

第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー (2/2)

頁	補正箇所	補正後	理由
76	十 第10-3 図 解体工 事準備期 間の放射 性固体廃 棄物の処 理フロー (2/2)	<p>(3号及び4号炉廃棄物処理建屋)</p> <p>3号又は4号炉 (原子炉建屋原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>3号又は4号炉 (タービン建屋) 復水浄化系 受けタンク</p> <p>3号又は4号炉 (原子炉建屋付属棟) 復水浄化系 受けタンク</p> <p>濃縮廃液系 (第10-2図) 高電導度廃液系濃縮装置から 原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 (第10-2図) 低電導度廃液系ろ過装置から</p> <p>濃縮廃液タンク</p> <p>復水浄化系沈降分離槽</p> <p>使用済樹脂槽 (第10-2図) 低電導度廃液系脱塩器から (第10-2図) 高電導度廃液系脱塩器から</p> <p>固化装置</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>1号及び2号炉廃棄物処理建屋</p> <p>1号、2号、3号及び4号炉共用 3号及び4号炉共用 建家(屋)区分</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備 → 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>雑固体廃棄物 → 減容装置 → 固型化処理(モルタル充填) → 固体廃棄物貯蔵庫</p>	理由 ・記載の適正化

第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー (2/2)

頁	補正箇所	補正前	理由
2-2	添付書類二 第2-1-1 1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	<p>The diagram is a detailed site plan of the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant Unit 2. It shows various buildings and structures, with several areas highlighted in orange to indicate decommissioning work zones. A legend on the right side of the plan defines the symbols used: C.S.T. for recovery water storage tanks, R.B. for reactor buildings, T.B. for turbine buildings, C.B. for control buildings, S.B. for service buildings, R.W.B. for waste treatment buildings, C.H.B. for activated carbon gas hold-up equipment buildings, H.x.B. for seawater heat exchanger buildings, and S.Y. for high-pressure breakers. It also defines symbols for monitoring posts, orange hatched areas for decommissioning work zones, diagonal hatching for monitoring zones, and dashed lines for site boundaries. Specific buildings are labeled with their abbreviations (e.g., R.1, R.2, R.3, R.4, R.5, R.6, R.7, R.8, R.9, R.10, R.11, R.12, R.13, R.14, R.15, R.16, R.17, R.18, R.19, R.20, R.21, R.22, R.23, R.24, R.25, R.26, R.27, R.28, R.29, R.30, R.31, R.32, R.33, R.34, R.35, R.36, R.37, R.38, R.39, R.40, R.41, R.42, R.43, R.44, R.45, R.46, R.47, R.48, R.49, R.50, R.51, R.52, R.53, R.54, R.55, R.56, R.57, R.58, R.59, R.60, R.61, R.62, R.63, R.64, R.65, R.66, R.67, R.68, R.69, R.70, R.71, R.72, R.73, R.74, R.75, R.76, R.77, R.78, R.79, R.80, R.81, R.82, R.83, R.84, R.85, R.86, R.87, R.88, R.89, R.90, R.91, R.92, R.93, R.94, R.95, R.96, R.97, R.98, R.99, R.100). Other labels include '北防波堤' (North breakwater), '南防波堤' (South breakwater), '東波除堤' (East breakwater), '取水口' (Intake), '放水口' (Discharge), '物揚場' (Loading area), '南護岸' (South bank), 'サイトパンカ建屋' (Site pancake building), 'キャスク保管建屋' (Cask storage building), '固体廃棄物貯蔵庫' (Solid waste storage), '免震重要棟' (Seismic important building), '事務建屋' (Office building), '排気筒' (Exhaust stack), 'ろ過水タンク' (Filtration water tank), '水処理建屋' (Water treatment building), '純水タンク' (Pure water tank), 'サブプレッション・プール水貯留用水タンク' (Subpression pool water storage tank), 'サブプレッション・プール水サージタンク' (Subpression pool water surge tank), and 'モニタリングポスト' (Monitoring post). A scale bar at the bottom right indicates distances from 0 to 500 meters. A north arrow is located at the top right.</p> <p>第2-1-1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</p>	<p>・図の明瞭化, 廃止措置に係る工事作業区域変更</p>

頁	補正箇所	補正後	理由
2-2	添付書類二 第2-1-1 1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	<p>第2-1-1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</p>	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図の明瞭化, 廃止措置に係る工事作業区域変更

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-12	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (a)海水中における放射性物質の濃度</p> <p>福島第二原子力発電所では、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を1号、2号、3号及び4号炉の合計（トリチウムを除く。）で1.4×10^{11}Bq/yに設定して放出管理している。</p> <p>「原子炉設置許可申請書 添付書類九」では、放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、復水器冷却水放水口の濃度と同じになるとして、放射性物質の年間放出量を年間の復水器冷却水量で除して計算している。計算に当たっては、年間放出量（トリチウムを除く。）は、液体廃棄物処理系の放射性物質濃度並びに先行炉の運転実績及び設計運転条件を基に推定した発生量及び環境放出量から液体廃棄物処理系の運用の変動を考慮して、1号、2号、3号及び4号炉ともに3.7×10^{10}Bq/yとし、復水器冷却水量は、原子炉1基当たり約1.9×10^9m³/yとしている。</p> <p><u>海水中における放射性物質の年間平均濃度を第3-2-3表に示す。</u></p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (a)海水中における放射性物質の濃度</p> <p>福島第二原子力発電所では、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を1号、2号、3号及び4号炉の合計（トリチウムを除く。）で1.4×10^{11}Bq/yに設定して放出管理している。</p> <p>「原子炉設置許可申請書 添付書類九」では、放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、復水器冷却水放水口の濃度と同じになるとして、放射性物質の年間放出量を年間の復水器冷却水量で除して計算している。計算に当たっては、年間放出量（トリチウムを除く。）は、液体廃棄物処理系の放射性物質濃度並びに先行炉の運転実績及び設計運転条件を基に推定した発生量及び環境放出量から液体廃棄物処理系の運用の変動を考慮して、1号、2号、3号及び4号炉ともに3.7×10^{10}Bq/yとし、復水器冷却水量は、原子炉1基当たり約1.9×10^9m³/yとしている。</p>	<p>・記載の適正化（放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-13	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (b)解体工事準備期間中における放出管理目標値 原子炉運転中においては、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、循環水ポンプ3台運転、稼働率80%の場合の冷却水量を基に計算している。 今後、2号炉復水器冷却水放水口から放出する際は、2号炉の復水器冷却水を停止することから、評価上は補機冷却海水系ポンプ1台運転を想定する。 今後も、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を1号炉から発生する放射性液体廃棄物の放出を考慮しても原子炉運転中と同等に維持するように、2号炉からの放出量を減少させる。</p> <p>以上より、解体工事準備期間中における1号、2号、3号及び4号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量を第3-2-4表に示す。 したがって、第3-2-5表に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値（トリチウムを除く。）を1号、2号、3号及び4号炉合計で$1.4 \times 10^9 \text{Bq/y}$に変更する。</p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (b)解体工事準備期間中における放出管理目標値 原子炉運転中においては、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、循環水ポンプ3台運転、稼働率80%の場合の冷却水量を基に計算している。 今後、2号炉復水器冷却水放水口から放出する際は、2号炉の復水器冷却水を停止することから、評価上は補機冷却海水系ポンプ1台運転を想定する。 今後も、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を1号炉から発生する放射性液体廃棄物の放出を考慮しても原子炉運転中と同等に維持するように、2号炉からの放出量を減少させる。<u>また、放射性液体廃棄物中の核種構成については、原子炉停止後の減衰を考慮し、短半減期核種を除外した核種構成とする。</u></p> <p>以上より、解体工事準備期間中における1号、2号、3号及び4号炉の<u>海水中における放射性物質の年間平均濃度及び</u>放射性液体廃棄物の年間放出量を<u>第3-2-3表及び</u>第3-2-4表に示す。 したがって、第3-2-5表に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値（トリチウムを除く。）を1号、2号、3号及び4号炉合計で$1.2 \times 10^9 \text{Bq/y}$に変更する。</p>	<p>・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</p>

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-17	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく c. 実効線量の評価結果 放出管理目標値に相当する放射性物質を管理放出する場合の実効線量の評価結果は、</p> <p>海水中における放射性物質の濃度を2号炉原子炉運転中と同等に維持するため、「<u>原子炉設置許可申請書 添付書類九</u>」に記載の値と同等となり、1号、2号、3号及び4号炉による放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質（よう素を除く。）による実効線量は、<u>約4.3μSv/y</u>となる。また、1号、2号、3号及び4号炉による放射性液体廃棄物に含まれるよう素による実効線量計算結果を第3-2-9表に示す。<u>これによれば、海藻類を摂取する場合、成人で約0.007μSv/y、幼児で約0.02μSv/y、乳児で約0.03μSv/y、海藻類を摂取しない場合は、成人で約0.007μSv/y、幼児で約0.02μSv/y、乳児で約0.01μSv/yとなる。</u></p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく c. 実効線量の評価結果 放出管理目標値に相当する放射性物質を管理放出する場合の実効線量の評価結果は、<u>原子炉停止後の減衰を考慮し、短半減期核種を除外した核種構成とすること、その他の核種については、</u>海水中における放射性物質の濃度を2号炉原子炉運転中と同等に維持するため、</p> <p>1号、2号、3号及び4号炉による放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質（よう素を除く。）による実効線量は、<u>約2.6μSv/y</u>となる。また、1号、2号、3号及び4号炉による放射性液体廃棄物に含まれるよう素による実効線量計算結果は第3-2-9表に示す<u>とおり、無視できる。</u></p>	<p>・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</p>

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
<p>3-17 3-18</p>	<p>添付書類三 2.2.1. 解体 工事準備期間 中</p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (3)放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量 2号 炉運転時における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間50μGyを下回る。 解体工事準備期間中は、2号 炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。また、既存の建物及び構築物等を維持する。 2号 炉運転中の直接線及びスカイシャイン線に主に寄与するタービン建屋 からの線量は、主蒸気中に含まれる窒素(N-16)を線源としている。 2号 炉は、運転を停止してから長期間が経過していること、窒素(N-16)の半減期は約7秒であることから、タービン建屋 からの線量は無視できる。 また、解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の貯蔵容量を超えないように貯蔵保管するとともに、安全確保のために必要な機能及び性能を維持することから、2号 炉運転時における直接線及びスカイシャイン線の評価結果を超えることはない。 したがって、解体工事準備期間における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、2号 炉運転時と同様に、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間50μGyを下回る。</p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (3)放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量 <u>1号</u>、2号、<u>3号及び4号</u>炉運転時における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間50μGyを下回る。 解体工事準備期間中は、<u>1号</u>、2号、<u>3号及び4号</u>炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。また、既存の建物及び構築物等を維持する。 <u>1号</u>、2号、<u>3号及び4号</u>炉運転中の直接線及びスカイシャイン線に主に寄与するタービン建屋(家)からの線量は、主蒸気中に含まれる窒素(N-16)を線源としている。 <u>1号</u>、2号、<u>3号及び4号</u>炉は、運転を停止してから長期間が経過していること、窒素(N-16)の半減期は約7秒であることから、タービン建屋(家)からの線量は無視できる。 また、解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の貯蔵容量を超えないように貯蔵保管するとともに、安全確保のために必要な機能及び性能を維持することから、<u>1号</u>、2号、<u>3号及び4号</u>炉運転時における直接線及びスカイシャイン線の評価結果を超えることはない。 したがって、解体工事準備期間における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、<u>1号</u>、2号、<u>3号及び4号</u>炉運転時と同様に、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間50μGyを下回る。</p>	<p>・記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-18	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (4)被ばく評価のまとめ 敷地境界外における1号, 2号, 3号及び4号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量並びに放射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取, 葉菜摂取及び牛乳摂取による実効線量は, 無視できる。また, 放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量並びに放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量は, <u>第3-2-10表に示すとおり, それぞれ約4.3μSv/y及び約0.03μSv/yとなり, 合計約4.3μSv/y</u>である。この値は, 「線量目標値指針」に示される線量目標値50μSv/yを下回る。 また, 福島第二原子力発電所の発電用原子炉施設からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは, 「一般公衆線量評価」に示される年間50μGy程度を下回る。</p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (4)被ばく評価のまとめ 敷地境界外における1号, 2号, 3号及び4号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量並びに放射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取, 葉菜摂取及び牛乳摂取による実効線量は, 無視できる。また, <u>第3-2-10表に示すとおり, 放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量は約2.6μSv/yとなり, 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量は無視できることから, 合計約2.6μSv/y</u>である。この値は, 「線量目標値指針」に示される線量目標値50μSv/yを下回る。 また, 福島第二原子力発電所の発電用原子炉施設からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは, 「一般公衆線量評価」に示される年間50μGy程度を下回る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																							
3-22	添付書類三 第3-2-3表 海水中における放射性物質の年間平均濃度	第3-2-3表 海水中における放射性物質の年間平均濃度 (単位: Bq/cm ³)	第3-2-3表 海水中における放射性物質の年間平均濃度 (単位: Bq/cm ³)	・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し																																																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>年間平均濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⁵¹Cr</td> <td><u>約3.9×10⁻⁷</u></td> </tr> <tr> <td>⁵⁴Mn</td> <td>約7.8×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>⁵⁹Fe</td> <td><u>約1.4×10⁻⁶</u></td> </tr> <tr> <td>⁵⁸Co</td> <td><u>約5.8×10⁻⁷</u></td> </tr> <tr> <td>⁶⁰Co</td> <td>約5.8×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>⁸⁹Sr</td> <td><u>約3.9×10⁻⁷</u></td> </tr> <tr> <td>⁹⁰Sr</td> <td>約1.9×10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>¹³¹I</td> <td><u>約3.9×10⁻⁷</u></td> </tr> <tr> <td>¹³⁴Cs</td> <td>約9.7×10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>¹³⁷Cs</td> <td>約1.6×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>³H</td> <td>約2.0×10⁻³</td> </tr> </tbody> </table>	核種		年間平均濃度	⁵¹ Cr	<u>約3.9×10⁻⁷</u>	⁵⁴ Mn	約7.8×10 ⁻⁶	⁵⁹ Fe	<u>約1.4×10⁻⁶</u>	⁵⁸ Co	<u>約5.8×10⁻⁷</u>	⁶⁰ Co	約5.8×10 ⁻⁶	⁸⁹ Sr	<u>約3.9×10⁻⁷</u>	⁹⁰ Sr	約1.9×10 ⁻⁷	¹³¹ I	<u>約3.9×10⁻⁷</u>	¹³⁴ Cs	約9.7×10 ⁻⁷	¹³⁷ Cs	約1.6×10 ⁻⁶	³ H	約2.0×10 ⁻³	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="4">年間平均濃度</th> </tr> <tr> <th><u>1号炉</u></th> <th><u>2号炉</u></th> <th><u>3号炉</u></th> <th><u>4号炉</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⁵¹Cr</td> <td>—</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>⁵⁴Mn</td> <td>—</td> <td>約7.8×10⁻⁶</td> <td>約7.8×10⁻⁶</td> <td>約7.8×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>⁵⁹Fe</td> <td>—</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>⁵⁸Co</td> <td>—</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>⁶⁰Co</td> <td>—</td> <td>約5.8×10⁻⁶</td> <td>約5.8×10⁻⁶</td> <td>約5.8×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>⁸⁹Sr</td> <td>—</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>⁹⁰Sr</td> <td>—</td> <td>約1.9×10⁻⁷</td> <td>約1.9×10⁻⁷</td> <td>約1.9×10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>¹³¹I</td> <td>—</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>¹³⁴Cs</td> <td>—</td> <td>約9.7×10⁻⁷</td> <td>約9.7×10⁻⁷</td> <td>約9.7×10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>¹³⁷Cs</td> <td>—</td> <td>約1.6×10⁻⁶</td> <td>約1.6×10⁻⁶</td> <td>約1.6×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>³H</td> <td>—</td> <td>約2.0×10⁻³</td> <td>約2.0×10⁻³</td> <td>約2.0×10⁻³</td> </tr> </tbody> </table>	核種	年間平均濃度				<u>1号炉</u>	<u>2号炉</u>	<u>3号炉</u>	<u>4号炉</u>	⁵¹ Cr	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	⁵⁴ Mn	—	約7.8×10 ⁻⁶	約7.8×10 ⁻⁶	約7.8×10 ⁻⁶	⁵⁹ Fe	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	⁵⁸ Co	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	⁶⁰ Co	—	約5.8×10 ⁻⁶	約5.8×10 ⁻⁶	約5.8×10 ⁻⁶	⁸⁹ Sr	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	⁹⁰ Sr	—	約1.9×10 ⁻⁷	約1.9×10 ⁻⁷	約1.9×10 ⁻⁷	¹³¹ I	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	¹³⁴ Cs	—	約9.7×10 ⁻⁷	約9.7×10 ⁻⁷	約9.7×10 ⁻⁷	¹³⁷ Cs	—	約1.6×10 ⁻⁶	約1.6×10 ⁻⁶	約1.6×10 ⁻⁶	³ H	—	約2.0×10 ⁻³	約2.0×10 ⁻³
核種	年間平均濃度																																																																																										
⁵¹ Cr	<u>約3.9×10⁻⁷</u>																																																																																										
⁵⁴ Mn	約7.8×10 ⁻⁶																																																																																										
⁵⁹ Fe	<u>約1.4×10⁻⁶</u>																																																																																										
⁵⁸ Co	<u>約5.8×10⁻⁷</u>																																																																																										
⁶⁰ Co	約5.8×10 ⁻⁶																																																																																										
⁸⁹ Sr	<u>約3.9×10⁻⁷</u>																																																																																										
⁹⁰ Sr	約1.9×10 ⁻⁷																																																																																										
¹³¹ I	<u>約3.9×10⁻⁷</u>																																																																																										
¹³⁴ Cs	約9.7×10 ⁻⁷																																																																																										
¹³⁷ Cs	約1.6×10 ⁻⁶																																																																																										
³ H	約2.0×10 ⁻³																																																																																										
核種	年間平均濃度																																																																																										
	<u>1号炉</u>	<u>2号炉</u>	<u>3号炉</u>	<u>4号炉</u>																																																																																							
⁵¹ Cr	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																							
⁵⁴ Mn	—	約7.8×10 ⁻⁶	約7.8×10 ⁻⁶	約7.8×10 ⁻⁶																																																																																							
⁵⁹ Fe	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																							
⁵⁸ Co	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																							
⁶⁰ Co	—	約5.8×10 ⁻⁶	約5.8×10 ⁻⁶	約5.8×10 ⁻⁶																																																																																							
⁸⁹ Sr	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																							
⁹⁰ Sr	—	約1.9×10 ⁻⁷	約1.9×10 ⁻⁷	約1.9×10 ⁻⁷																																																																																							
¹³¹ I	—	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																							
¹³⁴ Cs	—	約9.7×10 ⁻⁷	約9.7×10 ⁻⁷	約9.7×10 ⁻⁷																																																																																							
¹³⁷ Cs	—	約1.6×10 ⁻⁶	約1.6×10 ⁻⁶	約1.6×10 ⁻⁶																																																																																							
³ H	—	約2.0×10 ⁻³	約2.0×10 ⁻³	約2.0×10 ⁻³																																																																																							

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																		
3-23	添付書類三 第3-2-4表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量	<p>第3-2-4表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>1号炉^{*1}</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> <th>4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⁵¹Cr</td> <td><u>7.2×10⁶</u></td> <td><u>7.2×10⁶</u></td> <td><u>7.2×10⁶</u></td> <td><u>7.2×10⁶</u></td> </tr> <tr> <td>⁵⁴Mn</td> <td>1.4×10⁸</td> <td>1.4×10⁸</td> <td>1.4×10⁸</td> <td>1.4×10⁸</td> </tr> <tr> <td>⁵⁹Fe</td> <td><u>2.5×10⁷</u></td> <td><u>2.5×10⁷</u></td> <td><u>2.5×10⁷</u></td> <td><u>2.5×10⁷</u></td> </tr> <tr> <td>⁵⁸Co</td> <td><u>1.1×10⁷</u></td> <td><u>1.1×10⁷</u></td> <td><u>1.1×10⁷</u></td> <td><u>1.1×10⁷</u></td> </tr> <tr> <td>⁶⁰Co</td> <td>1.1×10⁸</td> <td>1.1×10⁸</td> <td>1.1×10⁸</td> <td>1.1×10⁸</td> </tr> <tr> <td>⁸⁹Sr</td> <td><u>7.2×10⁶</u></td> <td><u>7.2×10⁶</u></td> <td><u>7.2×10⁶</u></td> <td><u>7.2×10⁶</u></td> </tr> <tr> <td>⁹⁰Sr</td> <td>3.6×10⁶</td> <td>3.6×10⁶</td> <td>3.6×10⁶</td> <td>3.6×10⁶</td> </tr> <tr> <td>¹³¹I</td> <td><u>7.2×10⁶</u></td> <td><u>7.2×10⁶</u></td> <td><u>7.2×10⁶</u></td> <td><u>7.2×10⁶</u></td> </tr> <tr> <td>¹³⁴Cs</td> <td>1.8×10⁷</td> <td>1.8×10⁷</td> <td>1.8×10⁷</td> <td>1.8×10⁷</td> </tr> <tr> <td>¹³⁷Cs</td> <td>2.9×10⁷</td> <td>2.9×10⁷</td> <td>2.9×10⁷</td> <td>2.9×10⁷</td> </tr> <tr> <td>放出量合計 (³Hを除く。)</td> <td><u>3.6×10⁸</u></td> <td><u>3.6×10⁸</u></td> <td><u>3.6×10⁸</u></td> <td><u>3.6×10⁸</u></td> </tr> <tr> <td>³H</td> <td>3.6×10¹⁰</td> <td>3.6×10¹⁰</td> <td>3.6×10¹⁰</td> <td>3.6×10¹⁰</td> </tr> </tbody> </table>	核種	1号炉 ^{*1}	2号炉	3号炉	4号炉	⁵¹ Cr	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	⁵⁴ Mn	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	⁵⁹ Fe	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	⁵⁸ Co	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	⁶⁰ Co	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	⁸⁹ Sr	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	⁹⁰ Sr	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	¹³¹ I	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	¹³⁴ Cs	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	¹³⁷ Cs	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	放出量合計 (³ Hを除く。)	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	³ H	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	<p>第3-2-4表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>1号炉^{*1}</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> <th>4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⁵¹Cr</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>⁵⁴Mn</td> <td>1.4×10⁸</td> <td>1.4×10⁸</td> <td>1.4×10⁸</td> <td>1.4×10⁸</td> </tr> <tr> <td>⁵⁹Fe</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>⁵⁸Co</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>⁶⁰Co</td> <td>1.1×10⁸</td> <td>1.1×10⁸</td> <td>1.1×10⁸</td> <td>1.1×10⁸</td> </tr> <tr> <td>⁸⁹Sr</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>⁹⁰Sr</td> <td>3.6×10⁶</td> <td>3.6×10⁶</td> <td>3.6×10⁶</td> <td>3.6×10⁶</td> </tr> <tr> <td>¹³¹I</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>¹³⁴Cs</td> <td>1.8×10⁷</td> <td>1.8×10⁷</td> <td>1.8×10⁷</td> <td>1.8×10⁷</td> </tr> <tr> <td>¹³⁷Cs</td> <td>2.9×10⁷</td> <td>2.9×10⁷</td> <td>2.9×10⁷</td> <td>2.9×10⁷</td> </tr> <tr> <td>放出量合計 (³Hを除く。)</td> <td><u>3.0×10⁸</u></td> <td><u>3.0×10⁸</u></td> <td><u>3.0×10⁸</u></td> <td><u>3.0×10⁸</u></td> </tr> <tr> <td>³H</td> <td>3.6×10¹⁰</td> <td>3.6×10¹⁰</td> <td>3.6×10¹⁰</td> <td>3.6×10¹⁰</td> </tr> </tbody> </table>	核種	1号炉 ^{*1}	2号炉	3号炉	4号炉	⁵¹ Cr	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	⁵⁴ Mn	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	⁵⁹ Fe	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	⁵⁸ Co	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	⁶⁰ Co	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	⁸⁹ Sr	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	⁹⁰ Sr	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	¹³¹ I	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	¹³⁴ Cs	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	¹³⁷ Cs	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	放出量合計 (³ Hを除く。)	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>	³ H	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	<p>・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</p>
核種	1号炉 ^{*1}	2号炉	3号炉	4号炉																																																																																																																																		
⁵¹ Cr	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>																																																																																																																																		
⁵⁴ Mn	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸																																																																																																																																		
⁵⁹ Fe	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>																																																																																																																																		
⁵⁸ Co	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>																																																																																																																																		
⁶⁰ Co	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸																																																																																																																																		
⁸⁹ Sr	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>																																																																																																																																		
⁹⁰ Sr	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶																																																																																																																																		
¹³¹ I	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>																																																																																																																																		
¹³⁴ Cs	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷																																																																																																																																		
¹³⁷ Cs	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷																																																																																																																																		
放出量合計 (³ Hを除く。)	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>																																																																																																																																		
³ H	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰																																																																																																																																		
核種	1号炉 ^{*1}	2号炉	3号炉	4号炉																																																																																																																																		
⁵¹ Cr	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																																																																		
⁵⁴ Mn	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸																																																																																																																																		
⁵⁹ Fe	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																																																																		
⁵⁸ Co	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																																																																		
⁶⁰ Co	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸																																																																																																																																		
⁸⁹ Sr	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																																																																		
⁹⁰ Sr	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶																																																																																																																																		
¹³¹ I	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																																																																		
¹³⁴ Cs	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷																																																																																																																																		
¹³⁷ Cs	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷																																																																																																																																		
放出量合計 (³ Hを除く。)	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>																																																																																																																																		
³ H	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰																																																																																																																																		

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由							
3-24	添付書類三 第3-2-5表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値	第3-2-5表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)	第3-2-5表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)	・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (³Hを除く。)</td> <td><u>1.4×10⁹</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目		放出管理目標値 ^{※1}	放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.4×10⁹</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (³Hを除く。)</td> <td><u>1.2×10⁹</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 ^{※1}	放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)
項目	放出管理目標値 ^{※1}										
放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.4×10⁹</u>										
項目	放出管理目標値 ^{※1}										
放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.2×10⁹</u>										

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																
3-29	添付書類三 第3-2-9表 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量	<p>第3-2-9表 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量 (単位: $\mu\text{Sv/y}$)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">年齢グループ</th> <th colspan="2">放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量</th> </tr> <tr> <th>海藻類を摂取する場合</th> <th>海藻類を摂取しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1号, 2号, 3号及び4号炉 (合計)</td> <td>成人</td> <td><u>約 7.0×10^{-3}</u></td> <td><u>約 6.8×10^{-3}</u></td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td><u>約 2.1×10^{-2}</u></td> <td><u>約 1.6×10^{-2}</u></td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td><u>約 2.6×10^{-2}</u></td> <td><u>約 1.2×10^{-2}</u></td> </tr> </tbody> </table>		年齢グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量		海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合	1号, 2号, 3号及び4号炉 (合計)	成人	<u>約 7.0×10^{-3}</u>	<u>約 6.8×10^{-3}</u>	幼児	<u>約 2.1×10^{-2}</u>	<u>約 1.6×10^{-2}</u>	乳児	<u>約 2.6×10^{-2}</u>	<u>約 1.2×10^{-2}</u>	<p>第3-2-9表 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量 (単位: $\mu\text{Sv/y}$)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">年齢グループ</th> <th colspan="2">放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量</th> </tr> <tr> <th>海藻類を摂取する場合</th> <th>海藻類を摂取しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1号, 2号, 3号及び4号炉 (合計)</td> <td>成人</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td><u>~0</u></td> <td><u>~0</u></td> </tr> </tbody> </table>		年齢グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量		海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合	1号, 2号, 3号及び4号炉 (合計)	成人	<u>~0</u>	<u>~0</u>	幼児	<u>~0</u>	<u>~0</u>	乳児	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し
	年齢グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量																																		
		海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合																																	
1号, 2号, 3号及び4号炉 (合計)	成人	<u>約 7.0×10^{-3}</u>	<u>約 6.8×10^{-3}</u>																																	
	幼児	<u>約 2.1×10^{-2}</u>	<u>約 1.6×10^{-2}</u>																																	
	乳児	<u>約 2.6×10^{-2}</u>	<u>約 1.2×10^{-2}</u>																																	
	年齢グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量																																		
		海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合																																	
1号, 2号, 3号及び4号炉 (合計)	成人	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																	
	幼児	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																	
	乳児	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																	

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																
3-30	添付書類三 第3-2-10表 平常時における実効線量	<p>第3-2-10表 平常時における実効線量 (単位: $\mu\text{Sv/y}$)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実効線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量</td> <td>約4.3</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量</td> <td>約0.03</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約4.3</td> </tr> </tbody> </table>		実効線量	放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量	約4.3	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	約0.03	合計	約4.3	<p>第3-2-10表 平常時における実効線量 (単位: $\mu\text{Sv/y}$)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実効線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量</td> <td>約2.6</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量</td> <td>~0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約2.6</td> </tr> </tbody> </table>		実効線量	放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量	約2.6	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	~0	合計	約2.6	<ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し
	実効線量																			
放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量	約4.3																			
放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	約0.03																			
合計	約4.3																			
	実効線量																			
放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量	約2.6																			
放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	~0																			
合計	約2.6																			

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
<p>6-2 6-3</p>	<p>添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能</p>	<p>(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 核燃料物質取扱設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造」に示す「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>核燃料物質取扱設備のうち燃料取替機、原子炉建屋クレーンが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること (b)燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること</p> <p>核燃料物質取扱設備のうちキャスク除染装置が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-2表に示す。</p>	<p>(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 核燃料物質取扱設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造」に示す「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p><u>また、使用済燃料を構内輸送するため、「臨界防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持対象とする。</u></p> <p>核燃料物質取扱設備のうち燃料取替機、原子炉建屋クレーンが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること (b)燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること</p> <p>核燃料物質取扱設備のうちキャスク除染装置が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p><u>核燃料物質取扱設備のうち使用済燃料輸送容器が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</u> <u>(a)使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-2表に示す。</p>	<p>理由</p> <p>・核燃料物質取扱設備の機能を追記</p> <p>・核燃料物質取扱設備の性能を追記</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-3 6-4	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能	<p>1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 b. 核燃料物質貯蔵設備 核燃料物質貯蔵設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」に示す「臨界防止機能」、「放射線遮蔽機能」、「<u>水位監視機能</u>」、「<u>漏えい監視機能</u>」、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>なお、使用済燃料貯蔵設備のうち燃料プール冷却浄化系については、廃止措置段階では、貯蔵されている使用済燃料は十分冷えているため、設備の故障時の対応に時間的余裕が十分にあること及び運転中から燃料プール冷却浄化系に多重性は要求されていないことから、機能及び性能を維持するために必要な系統数は1系統である。</p> <p>新燃料貯蔵庫が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)燃料集合体等が<u>臨界に達する</u>変形等有意な<u>欠陥</u>がない状態であること</p> <p>使用済燃料貯蔵設備が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること (b)燃料集合体等が<u>臨界に達する</u>変形等有意な<u>欠陥</u>がない状態であること (c)使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること (d)使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること (e)使用済燃料プール水の冷却が可能な運転状態であること (f)使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること</p>	<p>1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 b. 核燃料物質貯蔵設備 核燃料物質貯蔵設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」に示す「臨界防止機能」、「放射線遮蔽機能」、「<u>水位及び漏えいの監視機能</u>」、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>なお、使用済燃料貯蔵設備のうち燃料プール冷却浄化系については、廃止措置段階では、貯蔵されている使用済燃料は十分冷えているため、設備の故障時の対応に時間的余裕が十分にあること及び運転中から燃料プール冷却浄化系に多重性は要求されていないことから、機能及び性能を維持するために必要な系統数は1系統である。</p> <p>新燃料貯蔵庫が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)燃料集合体等の<u>臨界防止に影響するような</u>変形等有意な<u>損傷</u>がない状態であること</p> <p>使用済燃料貯蔵設備が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること (b)燃料集合体等の<u>臨界防止に影響するような</u>変形等有意な<u>損傷</u>がない状態であること (c)使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること (d)使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること (e)使用済燃料プール水の冷却が可能な運転状態であること (f)使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化（新燃料貯蔵庫及び使用済燃料貯蔵施設の性能について、性能維持施設そのものに有意な損傷がない状態であることを明確化）</p>

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-4	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>復水貯蔵タンクが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-3表に示す。</p> <p>なお、使用済燃料を2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)に貯蔵している期間において、使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故等対処設備は不要である。使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「添付書類六「1. 性能維持施設に必要な機能及び性能」の追補」にて補足する。</p>	<p>復水貯蔵タンクが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>内包する物質が漏えいするような</u>亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-3表に示す。</p> <p>なお、使用済燃料を2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)に貯蔵している期間において、使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故等対処設備は不要である。使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料プール)から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「添付書類六「1. 性能維持施設に必要な機能及び性能」の追補」にて補足する。</p>	<p>・記載の適正化(復水貯蔵タンクの性能を見直し)</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-6	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>(3)放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中も放射性気体廃棄物を処理するため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-4表に示す。</p> <p>b. 液体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出するため、性状に応じた「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること (b) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>、廃液濃縮処理が可能であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-5表に示す。</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中も放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持対象とする。</p>	<p>(3)放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中も放射性気体廃棄物を処理するため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-4表に示す。</p> <p>b. 液体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出するため、性状に応じた「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) <u>内包する物質が漏えいするような</u>亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること (b)廃液濃縮処理が可能であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-5表に示す。</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中も放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持対象とする。 <u>また、使用済制御棒等を構内輸送するため、「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持対象とする。</u></p>	<p>・記載の適正化（液体廃棄物の廃棄設備の性能を見直し）</p> <p>・固体廃棄物の廃棄設備の機能を追記</p>

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-6	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>(b) 雑固体廃棄物の固化が可能な状態であること</p> <p>(c) 雑固体廃棄物の圧縮減容が可能な状態であること</p> <p>(d) 濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な状態であること</p> <p>(e) 雑固体廃棄物の焼却が可能な状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-6表に示す。</p>	<p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>内包する物質が漏えいするような</u>亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>(b) 雑固体廃棄物の固化が可能な状態であること</p> <p>(c) 雑固体廃棄物の圧縮減容が可能な状態であること</p> <p>(d) 濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な状態であること</p> <p>(e) 雑固体廃棄物の焼却が可能な状態であること</p> <p><u>(f) 使用済制御棒等の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-6表に示す。</p>	<p>・記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能を見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-11	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>(5)解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気空調系</p> <p>廃止措置期間中も核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業, 施設内で発生する放射性廃棄物の処理, 放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において, 空気浄化が必要となる可能性があるため, 「換気機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>なお, 換気設備については, 廃止措置段階では, 設備故障時には立入りを制限する等, 復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから, 原子炉建屋原子炉棟換気空調系給気ファン及び排気ファン, タービン建屋換気空調系運転床換気空調系給気ファン及び排気ファン, タービン建屋換気空調系運転床外換気空調系給気ファン及び排気ファン, 廃棄物処理建屋換気空調系ランドリ・センタ換気空調系給気ファン及び排気ファン, 原子炉建屋付属棟換気空調系給気ファン及び排気ファン, サイトバンカ建屋換気空調系給気ファンの台数は1台である。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに, その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-12表に示す。</p>	<p>(5)解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気空調系</p> <p>廃止措置期間中も核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業, 施設内で発生する放射性廃棄物の処理, 放射性粉じんの発生可能性がある解体作業等において, 空気浄化が必要となる可能性があるため, 「換気機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>なお, 換気設備については, 廃止措置段階では, 設備故障時には立入りを制限する等, 復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから, 原子炉建屋原子炉棟換気空調系給気ファン及び排気ファン, タービン建屋換気空調系運転床換気空調系給気ファン及び排気ファン, タービン建屋換気空調系運転床外換気空調系給気ファン及び排気ファン, 廃棄物処理建屋換気空調系ランドリ・センタ換気空調系給気ファン及び排気ファン, 原子炉建屋付属棟換気空調系給気ファン及び排気ファン, サイトバンカ建屋換気空調系給気ファンの台数は1台である。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに, その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-12表に示す。</p>	<p>・記載の適正化 (換気空調系の性能について, フィルタを含めた換気系としての性能に見直し)</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-12	<p>添付書類六</p> <p>1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)</p>	<p>b. 非常用電源設備</p> <p>使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり，安全確保上商用電源が喪失した際においても冷却を行う必要がある。また，商用電源を喪失した際においても作業者が廃止措置対象施設内から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。このため，商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却及び非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>非常用電源設備のうち非常用ディーゼル発電機については，廃止措置段階では，事故時等プラントを安全に停止するために必要な補機への電源を供給する必要はないこと及び貯蔵されている燃料は十分に冷えており，使用済燃料プールを緊急に冷却する必要はないことから，機能及び性能を維持するために必要な台数は1号，2号，3号及び4号炉共用で2台である。また，非常用ディーゼル発電機が必要な場合においても時間的余裕があるため，自動起動機能と自動給電機能は維持しない。</p> <p>非常用電源設備のうち非常用ディーゼル発電機が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 性能維持施設（<u>使用済燃料の冷却のために必要な設備等</u>）へ電源を供給できる状態であること</p> <p>非常用電源設備のうち蓄電池については，廃止措置段階では，プラントが停止しているため，非常用油ポンプ等の非常用動力負荷等に電力を供給する必要はない。また，蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため，機能及び性能を維持するために必要な台数は1組である。</p> <p>非常用電源設備のうち蓄電池が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 性能維持施設（<u>使用済燃料の冷却のために必要な設備等</u>）へ電源を供給できる状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-13表に示す。</p>	<p>b. 非常用電源設備</p> <p>使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり，安全確保上商用電源が喪失した際においても冷却を行う必要がある。また，商用電源を喪失した際においても作業者が廃止措置対象施設内から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。このため，商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却及び非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>非常用電源設備のうち非常用ディーゼル発電機については，廃止措置段階では，事故時等プラントを安全に停止するために必要な補機への電源を供給する必要はないこと及び貯蔵されている燃料は十分に冷えており，使用済燃料プールを緊急に冷却する必要はないことから，機能及び性能を維持するために必要な台数は1号，2号，3号及び4号炉共用で2台である。また，非常用ディーゼル発電機が必要な場合においても時間的余裕があるため，自動起動機能と自動給電機能は維持しない。</p> <p>非常用電源設備のうち非常用ディーゼル発電機が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>非常用高圧母線に接続している</u>性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</p> <p>非常用電源設備のうち蓄電池については，廃止措置段階では，プラントが停止しているため，非常用油ポンプ等の非常用動力負荷等に電力を供給する必要はない。また，蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため，機能及び性能を維持するために必要な台数は1組である。</p> <p>非常用電源設備のうち蓄電池が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>直流電源母線に接続している</u>性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-13表に示す。</p>	<p>・記載の適正化（非常用ディーゼル発電機及び蓄電池の性能について，供給先を限定した記載を見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-13	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>c. 補機冷却系</p> <p>b. で記載したとおり，廃止措置の安全確保上，使用済燃料を冷却することが必要であるため，使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却に必要な「補機冷却機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>廃止措置段階では，事故時等プラントを安全に停止するための補機を冷却する必要はないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷えていることから，多重性の要求はないため，機能及び性能を維持するために必要な系統数は1系統である。また，当該設備が必要な場合においても，時間的余裕があるため，原子炉補機冷却系第二中間ループ循環ポンプ，原子炉補機冷却系海水ポンプの自動起動機能は維持しない。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 性能維持施設 <u>（燃料プール冷却浄化系）</u> へ冷却水を供給できる状態であること</p> <p>(b) 性能維持施設 <u>（原子炉補機冷却系二次熱交換器）</u> へ海水を供給できる状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-14表に示す。</p>	<p>c. 補機冷却系</p> <p>b. で記載したとおり，廃止措置の安全確保上，使用済燃料を冷却することが必要であるため，使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却に必要な「補機冷却機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>廃止措置段階では，事故時等プラントを安全に停止するための補機を冷却する必要はないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷えていることから，多重性の要求はないため，機能及び性能を維持するために必要な系統数は1系統である。また，当該設備が必要な場合においても，時間的余裕があるため，原子炉補機冷却系第二中間ループ循環ポンプ，原子炉補機冷却系海水ポンプの自動起動機能は維持しない。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること</p> <p>(b) 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-14表に示す。</p>	<p>・記載の適正化（補機冷却系の性能について，供給先を限定した記載を見直し）</p>

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-16	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>(8) 消火系</p> <p>廃止措置期間中も火気作業や可燃物を取り扱うため、「消火機能」を有する設備を維持対象とする。また、可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じるため、火災防護のための措置を定め、実施する。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>a. 火災感知及び警報機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること</p> <p>b. 消火栓から放水できる状態であること</p> <p>c. <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-16表に示す。</p>	<p>(8) 消火系</p> <p>廃止措置期間中も火気作業や可燃物を取り扱うため、「消火機能」を有する設備を維持対象とする。また、可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じるため、火災防護のための措置を定め、実施する。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>a. 火災感知及び警報機能に影響するよう有意な損傷がない状態であること</p> <p>b. 消火栓から放水できる状態であること</p> <p>c. <u>内包する物質が漏えいするよう</u>な亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-16表に示す。</p>	<p>・記載の適正化（消火系の性能を見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-17	添付書類六 2. 性能維持施設の維持すべき期間	<p>2. 性能維持施設の維持すべき期間 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにこれらの性能については、2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-2表に示すとおりである。</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備 使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「放射線遮蔽機能」、「水位監視機能」、「漏えい監視機能」、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」並びにこれらの性能については、2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能については、2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-3表に示すとおりである。</p>	<p>2. 性能維持施設の維持すべき期間 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにこれらの性能については、2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p><u>使用済燃料を構内輸送するために必要な「臨界防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮蔽機能」並びにこれらの性能については、使用済燃料の構内輸送が完了するまで維持する。</u></p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-2表に示すとおりである。</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備 使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」並びにこれらの性能については、2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持し、<u>「放射線遮蔽機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」並びにこれらの性能については、2号炉に貯蔵している使用済燃料及び使用済制御棒の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能については、2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-3表に示すとおりである。</p>	<p>・核燃料物質取扱設備の機能、性能及び性能維持期間を追記</p> <p>・記載の適正化（核燃料物質貯蔵設備の性能維持期間を見直し）</p>

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-18	添付書類六 2. 性能維持施設 の維持すべき期間 (つづき)	<p>(3)放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び「<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>」並びにこれらの性能については、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>ただし、固体廃棄物貯蔵庫の「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能については、貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-6表に示すとおりである。</p>	<p>(3)放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能については、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持し、「<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>」及び性能については、<u>貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで維持</u>する。</p> <p>ただし、固体廃棄物貯蔵庫の「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能については、貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで維持する。</p> <p><u>使用済制御棒等の構内輸送のために必要な「放射線遮蔽機能」及び性能については、使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで維持する。</u></p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-6表に示すとおりである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能維持期間を見直し） ・固体廃棄物の廃棄設備の機能、性能及び性能維持期間を追記

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-20	添付書類六 2. 性能維持施設 の維持すべき期間 (つづき)	<p>(5)解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気空調系 管理区域内の空気を浄化し、換気する「換気機能」及び性能については、各建屋の管理区域を解除するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-12表に示すとおりである。</p> <p>b. 非常用電源設備 商用電源喪失時に安全確保上必要な非常用ディーゼル発電機の「電源供給機能」及び性能については、使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。 蓄電池の「電源供給機能」及び性能については、<u>2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了</u>するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-13表に示すとおりである。</p>	<p>(5)解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気空調系 管理区域内の空気を浄化し、換気する「換気機能」及び性能については、各建屋の管理区域を解除するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-12表に示すとおりである。</p> <p>b. 非常用電源設備 商用電源喪失時に安全確保上必要な非常用ディーゼル発電機の「電源供給機能」及び性能については、使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。 蓄電池の「電源供給機能」及び性能については、<u>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了</u>するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-13表に示すとおりである。</p>	<p>・記載の適正化（蓄電池の性能維持期間を見直し）</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																											
6-23	添付書類六 第6-1-2表 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間	<p>第6-1-2表 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1" data-bbox="688 359 1148 1801"> <thead> <tr> <th data-bbox="688 1568 923 1801">機能</th> <th data-bbox="688 772 923 1568">設備(建屋)名称</th> <th data-bbox="688 359 923 772">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="774 1568 923 1801">燃料取扱機能</td> <td data-bbox="774 772 923 1568">燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td data-bbox="774 359 923 772">2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="923 1568 991 1801">臨界防止機能</td> <td data-bbox="923 772 991 1568">燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="991 1568 1148 1801">燃料落下防止機能</td> <td data-bbox="991 772 1148 1568">燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	燃料取扱機能	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	臨界防止機能	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)		燃料落下防止機能	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)		<p>第6-1-2表 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1" data-bbox="1614 359 2320 1801"> <thead> <tr> <th data-bbox="1614 1568 1849 1801">機能</th> <th data-bbox="1614 772 1849 1568">設備(建屋)名称</th> <th data-bbox="1614 359 1849 772">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1700 1568 1849 1801">燃料取扱機能</td> <td data-bbox="1700 772 1849 1568">燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td data-bbox="1700 359 1849 772">2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1849 1568 2006 1801">臨界防止機能</td> <td data-bbox="1849 772 2006 1568">燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) <u>使用済燃料輸送容器</u></td> <td data-bbox="1849 359 2006 772"><u>使用済燃料の構内輸送が完了するまで</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2006 1568 2163 1801">燃料落下防止機能</td> <td data-bbox="2006 772 2163 1568">燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td data-bbox="2006 359 2163 772">2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2163 1568 2320 1801"><u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u></td> <td data-bbox="2163 772 2320 1568"><u>使用済燃料輸送容器</u></td> <td data-bbox="2163 359 2320 772"><u>使用済燃料の構内輸送が完了するまで</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	燃料取扱機能	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	臨界防止機能	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) <u>使用済燃料輸送容器</u>	<u>使用済燃料の構内輸送が完了するまで</u>	燃料落下防止機能	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	<u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u>	<u>使用済燃料輸送容器</u>	<u>使用済燃料の構内輸送が完了するまで</u>	<p>・核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設, 機能及び維持期間を追記</p>
機能	設備(建屋)名称	維持期間																													
燃料取扱機能	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																													
臨界防止機能	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)																														
燃料落下防止機能	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)																														
機能	設備(建屋)名称	維持期間																													
燃料取扱機能	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																													
臨界防止機能	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内) <u>使用済燃料輸送容器</u>	<u>使用済燃料の構内輸送が完了するまで</u>																													
燃料落下防止機能	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																													
<u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u>	<u>使用済燃料輸送容器</u>	<u>使用済燃料の構内輸送が完了するまで</u>																													

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																														
6-24	添付書類六 第6-1-3表 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間	<p>第6-1-3表 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">臨界防止機能</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵ラック</td> <td>2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽機能 水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料プール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位を監視する設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">冷却浄化機能</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 熱交換器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 熱交換器</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料プール水補給機能</td> <td>燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	臨界防止機能	新燃料貯蔵庫	2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵ラック	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	放射線遮蔽機能 水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プール		使用済燃料プール水位を監視する設備		冷却浄化機能	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)		燃料プール冷却浄化系 ポンプ		燃料プール冷却浄化系 熱交換器		燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置		燃料プール冷却浄化系 ポンプ		燃料プール冷却浄化系 熱交換器		燃料プール水補給機能	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置		復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)		<p>第6-1-3表 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">臨界防止機能</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵ラック</td> <td>2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽機能 水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料プール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位を監視する設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">冷却浄化機能</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 熱交換器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 熱交換器</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料プール水補給機能</td> <td>燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	臨界防止機能	新燃料貯蔵庫	2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵ラック	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	放射線遮蔽機能 水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プール		使用済燃料プール水位を監視する設備		冷却浄化機能	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)		燃料プール冷却浄化系 ポンプ		燃料プール冷却浄化系 熱交換器		燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置		燃料プール冷却浄化系 ポンプ		燃料プール冷却浄化系 熱交換器		燃料プール水補給機能	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置		復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)		<p>・記載の適正化(使用済燃料貯蔵設備の性能維持期間を見直し)</p>
機能	設備(建屋)名称	維持期間																																																																
臨界防止機能	新燃料貯蔵庫	2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで																																																																
	使用済燃料貯蔵ラック	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																
放射線遮蔽機能 水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プール																																																																	
	使用済燃料プール水位を監視する設備																																																																	
冷却浄化機能	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)																																																																	
	燃料プール冷却浄化系 ポンプ																																																																	
	燃料プール冷却浄化系 熱交換器																																																																	
	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置																																																																	
	燃料プール冷却浄化系 ポンプ																																																																	
	燃料プール冷却浄化系 熱交換器																																																																	
燃料プール水補給機能	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置																																																																	
	復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)																																																																	
機能	設備(建屋)名称	維持期間																																																																
臨界防止機能	新燃料貯蔵庫	2号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで																																																																
	使用済燃料貯蔵ラック	2号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																
放射線遮蔽機能 水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プール																																																																	
	使用済燃料プール水位を監視する設備																																																																	
冷却浄化機能	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)																																																																	
	燃料プール冷却浄化系 ポンプ																																																																	
	燃料プール冷却浄化系 熱交換器																																																																	
	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置																																																																	
	燃料プール冷却浄化系 ポンプ																																																																	
	燃料プール冷却浄化系 熱交換器																																																																	
燃料プール水補給機能	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置																																																																	
	復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)																																																																	

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																											
6-26	添付書類六 第6-1-6表 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間	<p>第6-1-6表 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1" data-bbox="706 300 1308 1808"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>使用済樹脂槽</td> <td rowspan="10">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物処理機能</td> <td>固化装置</td> <td rowspan="3">貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク	濃縮洗濯廃液タンク	サイトバンカ	固体廃棄物貯蔵庫	放射性廃棄物処理機能	固化装置	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで	乾燥装置	雑固体廃棄物焼却設備	<p>第6-1-6表 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1" data-bbox="1617 300 2297 1808"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>使用済樹脂槽</td> <td rowspan="10">貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物処理機能</td> <td>固化装置</td> <td rowspan="3">貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>固体廃棄物移送容器</td> <td>使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク	濃縮洗濯廃液タンク	サイトバンカ	固体廃棄物貯蔵庫	放射性廃棄物処理機能	固化装置	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで	乾燥装置	雑固体廃棄物焼却設備	放射線遮蔽機能	固体廃棄物移送容器	使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能維持期間を見直し） 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設、機能及び維持期間を追記
機能	設備(建屋)名称	維持期間																																													
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																													
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽																																														
	原子炉冷却材浄化系受けタンク																																														
	燃料プール冷却浄化系受けタンク																																														
	復水浄化系沈降分離槽																																														
	復水浄化系受けタンク																																														
	濃縮廃液タンク																																														
	濃縮洗濯廃液タンク																																														
	サイトバンカ																																														
	固体廃棄物貯蔵庫																																														
放射性廃棄物処理機能	固化装置	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで																																													
	乾燥装置																																														
	雑固体廃棄物焼却設備																																														
機能	設備(建屋)名称	維持期間																																													
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで																																													
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽																																														
	原子炉冷却材浄化系受けタンク																																														
	燃料プール冷却浄化系受けタンク																																														
	復水浄化系沈降分離槽																																														
	復水浄化系受けタンク																																														
	濃縮廃液タンク																																														
	濃縮洗濯廃液タンク																																														
	サイトバンカ																																														
	固体廃棄物貯蔵庫																																														
放射性廃棄物処理機能	固化装置	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで																																													
	乾燥装置																																														
	雑固体廃棄物焼却設備																																														
放射線遮蔽機能	固体廃棄物移送容器	使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで																																													

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																		
6-30	添付書類六 第6-1-1-3表 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間	第6-1-1-3表 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間 <table border="1" data-bbox="700 300 911 1740"> <thead> <tr> <th data-bbox="700 1503 771 1740">機能</th> <th data-bbox="700 711 771 1503">設備(建屋)名称</th> <th data-bbox="700 300 771 711">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="771 1503 834 1740">電源供給機能</td> <td data-bbox="771 711 834 1503">非常用ディーゼル発電機</td> <td data-bbox="771 300 834 711">使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="834 711 911 1503">蓄電池(所内用)</td> <td data-bbox="834 300 911 711"><u>2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	電源供給機能	非常用ディーゼル発電機	使用済燃料の搬出が完了するまで		蓄電池(所内用)	<u>2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</u>	第6-1-1-3表 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間 <table border="1" data-bbox="1632 300 1843 1740"> <thead> <tr> <th data-bbox="1632 1503 1703 1740">機能</th> <th data-bbox="1632 711 1703 1503">設備(建屋)名称</th> <th data-bbox="1632 300 1703 711">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1703 1503 1765 1740">電源供給機能</td> <td data-bbox="1703 711 1765 1503">非常用ディーゼル発電機</td> <td data-bbox="1703 300 1765 711">使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1765 711 1843 1503">蓄電池(所内用)</td> <td data-bbox="1765 300 1843 711"><u>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備(建屋)名称	維持期間	電源供給機能	非常用ディーゼル発電機	使用済燃料の搬出が完了するまで		蓄電池(所内用)	<u>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</u>	・記載の適正化(蓄電池の性能維持期間を見直し)
機能	設備(建屋)名称	維持期間																				
電源供給機能	非常用ディーゼル発電機	使用済燃料の搬出が完了するまで																				
	蓄電池(所内用)	<u>2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</u>																				
機能	設備(建屋)名称	維持期間																				
電源供給機能	非常用ディーゼル発電機	使用済燃料の搬出が完了するまで																				
	蓄電池(所内用)	<u>各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</u>																				

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6 追補－ 11	添付書類六（追補） 2. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について	<p>2. 1. 3. 燃料被覆管表面温度の計算 c. 燃料被覆管表面温度計算</p> <p>管内層流における気体单相のNu数（熱流束一定）を、</p> $Nu = 4.36 = \frac{h_a d_{eh}}{k_a} \quad (15)$ <p>として、熱伝達係数h_aは、</p> $h_a = \frac{k_a}{d_{eh}} \times 4.36 \quad (16)$ <p>のように求められる。 燃料集合体1体の発熱量Q（W）から、</p> $q'' = \frac{Q}{L_h L} \quad (\text{W/m}^2) \quad (17)$ <p>また、ピーキング係数の最大値をPFとして、</p> $q'' = q'' \times PF \quad (\text{W/m}^2) \quad (18)$	<p>2. 1. 3. 燃料被覆管表面温度の計算 c. 燃料被覆管表面温度計算</p> <p>管内層流における気体单相のNu数（熱流束一定）を、</p> $Nu = 4.36 = \frac{h_a d_{eh}}{k_a} \quad (15)$ <p>として、熱伝達係数h_aは、</p> $h_a = \frac{k_a}{d_{eh}} \times 4.36 \quad (16)$ <p>のように求められる。 燃料集合体1体の発熱量Q（W）から、</p> $Q'' = \frac{Q}{L_h L} \quad (\text{W/m}^2) \quad (17)$ <p>また、ピーキング係数の最大値をPFとして、</p> $q'' = Q'' \times PF \quad (\text{W/m}^2) \quad (18)$	<p>・記載の適正化</p>

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																									
6 追補-16	添付書類六 (追補) 第4表 燃料健全性評価における主要な入力パラメータの値と根拠 (2/2)	<p>第4表 燃料健全性評価における主要な入力パラメータの値と根拠 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算手順</th> <th>主要な入力パラメータ</th> <th>値</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">② 自然対流熱伝達の計算</td> <td>燃料集合体1体の発熱量 Q</td> <td>約 335 W</td> <td>ORIGEN2.2により崩壊熱を計算 (令和2年2月1日時点)</td> </tr> <tr> <td>流路面積 A</td> <td><input type="text"/></td> <td>チャンネルボックスに囲まれる面積 - (燃料棒 + ウオーターチャンネル) に囲まれる面積</td> </tr> <tr> <td>流れの等価直径 d_{ef}</td> <td><input type="text"/></td> <td>$d_{ef} = 4A/L_f$ (Aと摩擦損失計算用濡れ縁長さL_fより算出)</td> </tr> <tr> <td>局所圧力損失係数 ζ</td> <td><input type="text"/></td> <td>単相での燃料集合体局所圧損係数 ($=k$ (下部タイプレート) + k (スパーサ) $\times 7 + k$ (上部タイプレート)) を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定</td> </tr> <tr> <td>熱の等価直径 d_{eh}</td> <td><input type="text"/></td> <td>$d_{eh} = 4A/L_h$ (Aと伝熱計算用濡れ縁長さL_hより算出)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③ 燃料被覆管表面温度計算</td> <td>発熱長さ L</td> <td><input type="text"/></td> <td>燃料棒有効長を設定</td> </tr> <tr> <td>ピーキング係数 PF</td> <td>2.34</td> <td>最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定</td> </tr> </tbody> </table>	計算手順	主要な入力パラメータ	値	根拠	② 自然対流熱伝達の計算	燃料集合体1体の発熱量 Q	約 335 W	ORIGEN2.2により崩壊熱を計算 (令和2年2月1日時点)	流路面積 A	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積 - (燃料棒 + ウオーターチャンネル) に囲まれる面積	流れの等価直径 d_{ef}	<input type="text"/>	$d_{ef} = 4A/L_f$ (A と摩擦損失計算用濡れ縁長さ L_f より算出)	局所圧力損失係数 ζ	<input type="text"/>	単相での燃料集合体局所圧損係数 ($=k$ (下部タイプレート) + k (スパーサ) $\times 7 + k$ (上部タイプレート)) を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定	熱の等価直径 d_{eh}	<input type="text"/>	$d_{eh} = 4A/L_h$ (A と伝熱計算用濡れ縁長さ L_h より算出)	③ 燃料被覆管表面温度計算	発熱長さ L	<input type="text"/>	燃料棒有効長を設定	ピーキング係数 PF	2.34	最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定	<p>第4表 燃料健全性評価における主要な入力パラメータの値と根拠 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算手順</th> <th>主要な入力パラメータ</th> <th>値</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">② 自然対流熱伝達の計算</td> <td>燃料集合体1体の発熱量 Q</td> <td>約 335 W</td> <td>ORIGEN2.2により崩壊熱を計算 (令和2年2月1日時点)</td> </tr> <tr> <td>摩擦損失計算用流路面積 A</td> <td><input type="text"/></td> <td>チャンネルボックスに囲まれる面積 - (燃料棒 + ウオーター・ロッド) に囲まれる面積</td> </tr> <tr> <td>流れの等価直径 d_{ef}</td> <td><input type="text"/></td> <td>$d_{ef} = 4A/L_f$ (Aと摩擦損失計算用濡れ縁長さL_fより算出)</td> </tr> <tr> <td>局所圧力損失係数 ζ</td> <td><input type="text"/></td> <td>単相での燃料集合体局所圧損係数 ($=k$ (下部タイプレート) + k (スパーサ) $\times 7 + k$ (上部タイプレート)) を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定</td> </tr> <tr> <td>伝熱計算用流路面積 A'</td> <td><input type="text"/></td> <td>チャンネルボックスに囲まれる面積</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③ 燃料被覆管表面温度計算</td> <td>熱の等価直径 d_{eh}</td> <td><input type="text"/></td> <td>$d_{eh} = 4A'/L_h$ (A'と伝熱計算用濡れ縁長さL_hより算出)</td> </tr> <tr> <td>発熱長さ L</td> <td><input type="text"/></td> <td>燃料棒有効長を設定</td> </tr> <tr> <td>ピーキング係数 PF</td> <td>2.34</td> <td>最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定</td> </tr> </tbody> </table>	計算手順	主要な入力パラメータ	値	根拠	② 自然対流熱伝達の計算	燃料集合体1体の発熱量 Q	約 335 W	ORIGEN2.2により崩壊熱を計算 (令和2年2月1日時点)	摩擦損失計算用 流路面積 A	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積 - (燃料棒 + ウオーター・ロッド) に囲まれる面積	流れの等価直径 d_{ef}	<input type="text"/>	$d_{ef} = 4A/L_f$ (A と摩擦損失計算用濡れ縁長さ L_f より算出)	局所圧力損失係数 ζ	<input type="text"/>	単相での燃料集合体局所圧損係数 ($=k$ (下部タイプレート) + k (スパーサ) $\times 7 + k$ (上部タイプレート)) を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定	伝熱計算用 流路面積 A'	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積	③ 燃料被覆管表面温度計算	熱の等価直径 d_{eh}	<input type="text"/>	$d_{eh} = 4A'/L_h$ (A' と伝熱計算用濡れ縁長さ L_h より算出)	発熱長さ L	<input type="text"/>	燃料棒有効長を設定	ピーキング係数 PF	2.34	最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定	<p>・記載の適正化(伝熱計算用流路面積の値の追加, 熱の等価直径の値及び算出式を見直し)</p>
計算手順	主要な入力パラメータ	値	根拠																																																										
② 自然対流熱伝達の計算	燃料集合体1体の発熱量 Q	約 335 W	ORIGEN2.2により崩壊熱を計算 (令和2年2月1日時点)																																																										
	流路面積 A	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積 - (燃料棒 + ウオーターチャンネル) に囲まれる面積																																																										
	流れの等価直径 d_{ef}	<input type="text"/>	$d_{ef} = 4A/L_f$ (A と摩擦損失計算用濡れ縁長さ L_f より算出)																																																										
	局所圧力損失係数 ζ	<input type="text"/>	単相での燃料集合体局所圧損係数 ($=k$ (下部タイプレート) + k (スパーサ) $\times 7 + k$ (上部タイプレート)) を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定																																																										
	熱の等価直径 d_{eh}	<input type="text"/>	$d_{eh} = 4A/L_h$ (A と伝熱計算用濡れ縁長さ L_h より算出)																																																										
③ 燃料被覆管表面温度計算	発熱長さ L	<input type="text"/>	燃料棒有効長を設定																																																										
	ピーキング係数 PF	2.34	最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定																																																										
	計算手順	主要な入力パラメータ	値	根拠																																																									
② 自然対流熱伝達の計算	燃料集合体1体の発熱量 Q	約 335 W	ORIGEN2.2により崩壊熱を計算 (令和2年2月1日時点)																																																										
	摩擦損失計算用 流路面積 A	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積 - (燃料棒 + ウオーター・ロッド) に囲まれる面積																																																										
	流れの等価直径 d_{ef}	<input type="text"/>	$d_{ef} = 4A/L_f$ (A と摩擦損失計算用濡れ縁長さ L_f より算出)																																																										
	局所圧力損失係数 ζ	<input type="text"/>	単相での燃料集合体局所圧損係数 ($=k$ (下部タイプレート) + k (スパーサ) $\times 7 + k$ (上部タイプレート)) を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定																																																										
	伝熱計算用 流路面積 A'	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積																																																										
③ 燃料被覆管表面温度計算	熱の等価直径 d_{eh}	<input type="text"/>	$d_{eh} = 4A'/L_h$ (A' と伝熱計算用濡れ縁長さ L_h より算出)																																																										
	発熱長さ L	<input type="text"/>	燃料棒有効長を設定																																																										
	ピーキング係数 PF	2.34	最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定																																																										

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6 追補－ 27	添付書類六（追補） 4.3. 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果	4.3. 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果 使用済燃料プールの使用済燃料の全放射能強度を考慮し、使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した状態を想定して、スカイシャイン線による周辺公衆の実効線量を評価した結果、評価地点において約6.9 μ Sv/hであり、保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分に確保できることから、周辺公衆への放射線被ばくの影響は小さい。	4.3. 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果 使用済燃料プールの使用済燃料の全放射能強度を考慮し、使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した状態を想定して、スカイシャイン線による周辺公衆の実効線量を評価した結果、評価地点において約6.9 μ Sv/hであり、保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分に確保できることから、周辺公衆への放射線被ばくの影響は小さい。 <u>また、スカイシャイン線に対する遮蔽効果を確認するため、原子炉建屋の燃料取替床以上の部分の遮蔽効果を考慮せず評価した場合は約22μSv/hである。</u>	・原子炉建屋の遮蔽効果を考慮しない場合の実効線量の評価結果を追記

福島第二原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																														
6 追補ー 28	添付書類六 (追補) 第1表 線源強度の設定条件	<p>第1表 線源強度の設定条件</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料</td> <td>仕様</td> <td>9×9燃料</td> </tr> <tr> <td>燃焼条件</td> <td>55GWd/t</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>約9年</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>2,402体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)</td> <td>照射条件</td> <td>1.5 snvt</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>約9～35年</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>77体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済制御棒 (ハフニウム型)</td> <td>照射条件</td> <td>5.5 snvt</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>10～30年</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>66体</td> </tr> </table>	使用済燃料	仕様	9×9燃料	燃焼条件	55GWd/t	冷却期間	約9年	貯蔵体数	2,402体	使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)	照射条件	1.5 snvt	冷却期間	約9～35年	貯蔵体数	77体	使用済制御棒 (ハフニウム型)	照射条件	5.5 snvt	冷却期間	10～30年	貯蔵体数	66体	<p>第1表 線源強度の設定条件</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料</td> <td>仕様</td> <td>9×9燃料</td> </tr> <tr> <td>燃焼条件</td> <td>55GWd/t</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>約9年</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>2,402体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)</td> <td>照射条件</td> <td>1.5 snvt</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>約9～35年</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>77体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済制御棒 (ハフニウム型)</td> <td>照射条件</td> <td>5.5 snvt</td> </tr> <tr> <td>冷却期間</td> <td>10～30年</td> </tr> <tr> <td>貯蔵体数</td> <td>66体</td> </tr> </table>	使用済燃料	仕様	9×9燃料	燃焼条件	55GWd/t	冷却期間	約9年	貯蔵体数	2,402体	使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)	照射条件	1.5 snvt	冷却期間	約9～35年	貯蔵体数	77体	使用済制御棒 (ハフニウム型)	照射条件	5.5 snvt	冷却期間	10～30年	貯蔵体数	66体	<p>・記載の適正化</p>
使用済燃料	仕様	9×9燃料																																																
	燃焼条件	55GWd/t																																																
	冷却期間	約9年																																																
	貯蔵体数	2,402体																																																
使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)	照射条件	1.5 snvt																																																
	冷却期間	約9～35年																																																
	貯蔵体数	77体																																																
使用済制御棒 (ハフニウム型)	照射条件	5.5 snvt																																																
	冷却期間	10～30年																																																
	貯蔵体数	66体																																																
使用済燃料	仕様	9×9燃料																																																
	燃焼条件	55GWd/t																																																
	冷却期間	約9年																																																
	貯蔵体数	2,402体																																																
使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)	照射条件	1.5 snvt																																																
	冷却期間	約9～35年																																																
	貯蔵体数	77体																																																
使用済制御棒 (ハフニウム型)	照射条件	5.5 snvt																																																
	冷却期間	10～30年																																																
	貯蔵体数	66体																																																

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																										
6 追補ー 29	添付書類六 (追補) 第2表 スカイシャイン線の評価条件	<p>第2表 スカイシャイン線の評価条件</p> <table border="1"> <tr> <td>遮蔽材</td> <td>原子炉建屋：コンクリート（天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート） 地面：コンクリート（γ線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒：<u>ボロン・カーバイド</u>，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気</td> </tr> <tr> <td>検出器</td> <td>ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ+1.5m）</td> </tr> <tr> <td>ライブラリ</td> <td>MCPLIB84</td> </tr> <tr> <td>γ線束－線量換算係数</td> <td>ICRP Pub. 74</td> </tr> <tr> <td>γ線輸送の物理モデル</td> <td>ボルツマン方程式</td> </tr> <tr> <td>γ線の輸送下限</td> <td>1 keV</td> </tr> <tr> <td>γ線発生数</td> <td>2千万個以上</td> </tr> <tr> <td>分散低減法</td> <td>Weight window 法</td> </tr> <tr> <td>計算収束方法</td> <td>Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減</td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>評価結果の統計誤差（1σ）が5%未満で，<u>収束に関する警告数の少ない</u>計算結果を選定</td> </tr> </table>	遮蔽材	原子炉建屋：コンクリート（天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート） 地面：コンクリート（ γ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒： <u>ボロン・カーバイド</u> ，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気	検出器	ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ+1.5m）	ライブラリ	MCPLIB84	γ 線束－線量換算係数	ICRP Pub. 74	γ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式	γ 線の輸送下限	1 keV	γ 線発生数	2千万個以上	分散低減法	Weight window 法	計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減	判定基準	評価結果の統計誤差（ 1σ ）が5%未満で， <u>収束に関する警告数の少ない</u> 計算結果を選定	<p>第2表 スカイシャイン線の評価条件</p> <table border="1"> <tr> <td>遮蔽材</td> <td>原子炉建屋：コンクリート（天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート） 地面：コンクリート（<u>O.P. 0mより下の部分とし</u>，γ線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒：<u>ボロン・カーバイド</u>，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気</td> </tr> <tr> <td>検出器</td> <td>ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ+1.5m）</td> </tr> <tr> <td>ライブラリ</td> <td>MCPLIB84</td> </tr> <tr> <td>γ線束－線量換算係数</td> <td>ICRP Pub. 74</td> </tr> <tr> <td>γ線輸送の物理モデル</td> <td>ボルツマン方程式</td> </tr> <tr> <td>γ線の輸送下限</td> <td>1 keV</td> </tr> <tr> <td>γ線発生数</td> <td>2千万個以上</td> </tr> <tr> <td>分散低減法</td> <td>Weight window 法</td> </tr> <tr> <td>計算収束方法</td> <td>Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減</td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>評価結果の統計誤差（1σ）が5%未満で<u>あることに加え，単調減少及び$1/\sqrt{N}$減少などの収束に関する警告の内容を総合的に勘案して</u>計算結果を選定</td> </tr> <tr> <td><u>評価範囲</u></td> <td><u>原子炉建屋中心の O.P. 0m を中心とした半径 5 km の球形の範囲</u></td> </tr> </table>	遮蔽材	原子炉建屋：コンクリート（天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート） 地面：コンクリート（ <u>O.P. 0mより下の部分とし</u> ， γ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒： <u>ボロン・カーバイド</u> ，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気	検出器	ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ+1.5m）	ライブラリ	MCPLIB84	γ 線束－線量換算係数	ICRP Pub. 74	γ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式	γ 線の輸送下限	1 keV	γ 線発生数	2千万個以上	分散低減法	Weight window 法	計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減	判定基準	評価結果の統計誤差（ 1σ ）が5%未満で <u>あることに加え，単調減少及び$1/\sqrt{N}$減少などの収束に関する警告の内容を総合的に勘案して</u> 計算結果を選定	<u>評価範囲</u>	<u>原子炉建屋中心の O.P. 0m を中心とした半径 5 km の球形の範囲</u>	・記載の適正化
遮蔽材	原子炉建屋：コンクリート（天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート） 地面：コンクリート（ γ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒： <u>ボロン・カーバイド</u> ，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気																																													
検出器	ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ+1.5m）																																													
ライブラリ	MCPLIB84																																													
γ 線束－線量換算係数	ICRP Pub. 74																																													
γ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式																																													
γ 線の輸送下限	1 keV																																													
γ 線発生数	2千万個以上																																													
分散低減法	Weight window 法																																													
計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減																																													
判定基準	評価結果の統計誤差（ 1σ ）が5%未満で， <u>収束に関する警告数の少ない</u> 計算結果を選定																																													
遮蔽材	原子炉建屋：コンクリート（天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート） 地面：コンクリート（ <u>O.P. 0mより下の部分とし</u> ， γ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒： <u>ボロン・カーバイド</u> ，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気																																													
検出器	ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ+1.5m）																																													
ライブラリ	MCPLIB84																																													
γ 線束－線量換算係数	ICRP Pub. 74																																													
γ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式																																													
γ 線の輸送下限	1 keV																																													
γ 線発生数	2千万個以上																																													
分散低減法	Weight window 法																																													
計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減																																													
判定基準	評価結果の統計誤差（ 1σ ）が5%未満で <u>あることに加え，単調減少及び$1/\sqrt{N}$減少などの収束に関する警告の内容を総合的に勘案して</u> 計算結果を選定																																													
<u>評価範囲</u>	<u>原子炉建屋中心の O.P. 0m を中心とした半径 5 km の球形の範囲</u>																																													